

参議院中小企業対策特別委員会会議録第七号

平成十一年十二月九日(木曜日)
午後五時五十分開会

委員の異動

十一月二十五日

辞任

久野 恒一君

佐藤 昭郎君

海野 義孝君

沢 たまき君

八田ひろ子君

十二月九日

辞任

木庭健太郎君

石井 一二君

補欠選任

釜本 邦茂君

久世 公麿君

加藤 修一君

木庭健太郎君

緒方 靖夫君

補欠選任

松 あきら君

西川きよし君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

陣内 孝雄君

岩井 國臣君

加藤 紀文君

須藤良太郎君

野間 起君

寺崎 昭久君

円 より子君

弘友 和夫君

池田 幹幸君

梶原 敬義君

委員

加納 時男君

釜本 邦茂君

斉藤 滋官君

仲道 俊哉君

馳 浩君

保坂 三蔵君

森下 博之君

森山 裕君

山崎 正昭君

山下 善彦君

足立 良平君

今泉 昭君

川橋 幸子君

木俣 佳文君

羽田雄一郎君

福山 哲郎君

加藤 修一君

益田 洋介君

松 あきら君

山本 保君

緒方 靖夫君

西山登紀子君

山下 芳生君

三重野栄子君

高橋 令則君

渡辺 秀央君

菅川 健二君

水野 誠一君

西川きよし君

通商産業大臣

深谷 隆司君

通商産業政務次官

細田 博之君

通商産業政務次官

茂木 敏充君

通商産業政務次官

塩入 武三君

事務局副

常任委員会専門員

本日

の会議に付した案件

○中小企業の事業活動の活性化等のための中小企

業関係法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○新事業創出促進法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○参考人の出席要求に関する件

○委員長(陣内孝雄君) ただいまから中小企業対策特別委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、久野恒一君、佐藤昭郎君、八田ひろ子君、海野義孝君及び沢たまき君が委員を辞任され、その補欠として釜本邦茂君、久世公麿君、緒方靖夫君、加藤修一君及び木庭健太郎君が選任されました。

また、本日、石井一二君及び木庭健太郎君が委員を辞任され、その補欠として西川きよし君及び松あきら君が選任されました。

○委員長(陣内孝雄君) 中小企業の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律案及び新事業創出促進法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

政府から順次趣旨説明を聴取いたします。深谷通商産業大臣。

○國務大臣(深谷隆司君) 中小企業の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

今日、我が国経済及び中小企業を取り巻く環境が大きく変化している中で、開業率の継続的低下による廃業率との逆転など、我が国経済の活力の低下が懸念される状況にあります。このような中で、我が国経済の新たなフロンティアを切り開き、経済の新生を実現するためには、新たな産業や雇用を生み出す担い手であり、我が国経済のダ

イナミズムの源泉である中小企業の事業活動の活性化を図ることが不可欠であります。この観点から、中小企業の多様なニーズに的確に対応し、中小企業の事業活動を資金、組織及び技術の面から支援することにより、成長発展に向けての課題が克服され、事業活動の活性化が達成されるよう、本法律案を提案した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

本法律案は、中小企業の事業活動の活性化等を図るため、中小企業の事業活動に必要な資金の供給の一層の円滑化、中小企業組合の組織の活性化、中小企業者の行う技術に関する研究開発等に対する支援の強化等を行うべく、中小企業信用保険法、中小企業金融公庫法、信用保証協会法、中小企業近代化資金等助成法、中小企業団体の組織に関する法律、沖縄振興開発金融公庫法及び中小企業の創造的業務活動の促進に関する臨時措置法の七本の法律並びにその他の関係する法律の規定の改正を行うものであります。

まず、第一に、中小企業の事業活動に必要な資金の供給の一層の円滑化を図るため、中小企業信用保証協会及び信用保証協会法を改正し、信用保証協会の業務として、中小企業者の発行する社債に係る債務の保証を行う業務を追加するとともに、信用保証協会が当該社債に係る債務保証を行う場合に、一定の要件を満たせば中小企業総合事業団との間で保険関係が成立する制度を創設いたします。また、中小企業金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法が中小企業者が新たに発行する社債を取得できる制度を創設いたします。さらに、中小企業近代化資金等助成法を改正し、中小企業者の設備の近代化に必要な資金の貸し付けを行う都道府県に対し、国が必要な助成を行う現行の制度から、小規模企業者等の創業及び経営基盤

の強化に必要な設備の導入の促進に資するための資金の貸し付けを行う都道府県に対し、国が必要な助成を行う制度への移行を行うことといたします。

第二に、中小企業組合の組織の活性化を図るため、中小企業団体の組織に関する法律を改正し、事業協同組合、企業組合または協業組合から株式会社または有限会社への組織変更を可能とする規定を創設するとともに、商工組合による安定事業及び合理化事業を廃止いたします。

第三に、中小企業者の行う技術に関する研究開発等に対する支援の強化を図るため、中小企業の創造的・事業活動の促進に関する臨時措置法を改正し、特定中小企業者の範囲を拡大するとともに、新株引受権の付与に関する商法の特例を創設し、研究開発型中小企業に対する支援策を拡充いたします。

これらの施策が相乗的な効果を上げることにより、中小企業を主役とした我が国経済の新生を図ることを目指す所存であります。

以上が本法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。続けて、新事業創出促進法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

昨年十二月に成立しました新事業創出促進法は、第一に、個人による創業及び新たに企業を設立して行う事業を支援すること、第二に、中小企業者の新技術を利用した事業活動を促進すること、第三に、地域産業の資源を活用した事業環境を整備することを目的としており、本年二月の施行以来、積極的な活用がなされております。

我が国経済につきましては、その後、緩やかな改善が続いてはおりますが、雇用情勢は依然として厳しく、民間需要に支えられた自律的回復には至っておりません。こうした状況を克服するためには、新たな産業

分野の開拓や雇用創出の強力な担い手となるようなベンチャー企業の出発を加速化することが極めて重要であり、本法律案は、新事業創出促進法の「創業」に関する章の次に新たな章を設け、その旨の施策を講ずるものであります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。本法律案は、著しい成長発展を目指し、新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を図る事業者を支援するため、以下のような措置を講ずるものであります。

第一に、事業者が優秀な人材を円滑に確保できるようにするため、ストックオプションの付与の上限を引き上げるとともに、外部の支援者に対してもそれを付与することができるものとしております。

第二に、事業者の資金調達を円滑化を図る観点から、議決権のない株式の発行要件を緩和するとともに、産業基盤整備基金による債務保証等の金融上の支援措置を講ずることとしております。

第三に、いわゆる目まがきができるベンチャーキャピタリストを育成しながら、その活用を図るため、中小企業等に対する積極的な指導を行い得る中小企業等投資事業有限責任組合に対して、産業基盤整備基金による出資を可能とすることとしております。

なお、このような新たな制度が施行されることにあわせて、現行の特定新規事業実施円滑化臨時措置法を廃止することとし、所要の経過措置を講ずるものとしております。

以上が本法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(陣内孝雄君) 以上で両案の趣旨説明の聴取は終わりました。

○委員長(陣内孝雄君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。中小企業の事業活動の活性化等のための中小企

業関係法律の一部を改正する法律案及び新事業創出促進法の一部を改正する法律案の審査のため、参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(陣内孝雄君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたします。

○委員長(陣内孝雄君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたします。

十一月二十六日日本委員会に左の案件が付託された。

一、ベンチャー企業等の起業環境の整備等に関する請願(第一八七号)(第二二〇号)

一、中小業者の仕事を増やす施策等に関する請願(第二二二号)(第二二三号)(第二二四号)

一、不況打開・仕事確保の緊急対策に関する請願(第二三六号)(第二三七号)(第二三八号)

(第二三九号)(第二四〇号)(第二四一号)(第二四二号)(第二四三号)(第二四四号)(第二四五号)(第二四六号)(第二四七号)

一、中小業者の仕事を増やす施策等に関する請願(第二五一号)

第一八七号 平成十一年十一月十二日受理

ベンチャー企業等の起業環境の整備等に関する請願

請願者 長野市小島田町一、八〇〇 倉田 竜彦

紹介議員 今井 澄君

長引く不況の中、新しい国民ニーズに対応した新たな企業が生まれ、時代に即応した産業構造の転換が図られ、失業者や転職者の受皿となること

が望まれる。しかしながら、我が国における新しい企業の起業率は年々低下していることから、ベンチャー企業等の起業対策の拡充が必要不可欠である。

ついては、ベンチャー企業等の起業環境の整備等を図るため、次の措置を採らねばならない。

一、女性起業家への支援を拡充するとともに、ベンチャー企業への融資・経営・技術問題等に関する指導・相談を受けることのできるベンチャー・サポート・アドバイザー制度を創設すること。

二、中小・ベンチャー企業への投資で損失を被った個人投資家に対する損失の繰越控除について期間延長を図ること。

三、未公開株の公開規制の緩和等、中小・ベンチャー企業の資金調達対策の確立を図ること。

第二〇二号 平成十一年十一月十五日受理

ベンチャー企業等の起業環境の整備等に関する請願

請願者 長野県上田市中央二ノ二〇ノ二三 島田基正

紹介議員 北澤 俊美君

この請願の趣旨は、第一八七号と同じである。

第二二二号 平成十一年十一月十五日受理

中小業者の仕事を増やす施策等に関する請願

請願者 大阪府茨木市平田台九ノ一九ノ二〇二 泉英一外二百四十九名

紹介議員 宮本 岳志君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第二二四号 平成十一年十一月十五日受理

中小業者の仕事を増やす施策等に関する請願

請願者 埼玉県八潮市浮塚八五二ノ一〇

平山朝子外八十三名

紹介議員 藤井 俊男君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第二三六号 平成十一年十一月十六日受理

不況打開・仕事確保の緊急対策に関する請願

請願者 群馬県前橋市日吉町四ノ二ノ一五

竹内洋美外千五百四十名

紹介議員 池田 幹幸君

地域経済の発展、雇用機会の確保など中小企業・中小業者の担う役割は一層増大しているが、圧倒的多数の中小業者の経営存続が危ぶまれている。その主な原因は銀行の貸渋りや消費税増税など自らの経営努力の範囲を超えたものである。ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、中小企業金融安定化特別保証制度の返済開始時期を繰り延べ、返済期間を延長するとともに、同制度を来年三月に打ち切らず延長すること。

二、教育・福祉・介護など、住民生活向上の公共事業及び施策の拡充により地域中小業者に対する仕事・売上げを増やすこと。

第二三七号 平成十一年十一月十六日受理

不況打開・仕事確保の緊急対策に関する請願

請願者 群馬県前橋市鳥取町八五三ノ四

名塚勇外千五百四十名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第二三六号と同じである。

第二三八号 平成十一年十一月十六日受理

不況打開・仕事確保の緊急対策に関する請願

請願者 群馬県勢多郡大胡町茂木二九九ノ

一一 田中玉枝外千五百四十名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第二三六号と同じである。

第二三九号 平成十一年十一月十六日受理

不況打開・仕事確保の緊急対策に関する請願

請願者 群馬県前橋市青柳町二七〇ノ三

綿貫寛夫外千五百四十名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第二三六号と同じである。

第二四〇号 平成十一年十一月十六日受理

不況打開・仕事確保の緊急対策に関する請願

請願者 群馬県前橋市北代田町七七三

長 壁克成外千五百四十名

紹介議員 畑野 君枝君

この請願の趣旨は、第二三六号と同じである。

第二四二号 平成十一年十一月十六日受理

不況打開・仕事確保の緊急対策に関する請願

請願者 群馬県伊勢崎市馬見塚町九四五ノ

一 剣持啓子外千五百四十名

紹介議員 八田ひろ子君

この請願の趣旨は、第二三六号と同じである。

第二四二号 平成十一年十一月十六日受理

不況打開・仕事確保の緊急対策に関する請願

請願者 群馬県前橋市西片貝町二ノ一〇七

永倉秀男外千五百四十名

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第二三六号と同じである。

第二四三号 平成十一年十一月十六日受理

不況打開・仕事確保の緊急対策に関する請願

請願者 群馬県北群馬郡榛東村新井二、九

一 二二〇 小池令子外千五百四十名

紹介議員 筆坂 秀世君

この請願の趣旨は、第二三六号と同じである。

第二四四号 平成十一年十一月十六日受理

不況打開・仕事確保の緊急対策に関する請願

請願者 群馬県前橋市広瀬町二ノ三〇二ノ

三〇六 河野みず子外千五百四十名

紹介議員 宮本 岳志君

この請願の趣旨は、第二三六号と同じである。

第二四五号 平成十一年十一月十六日受理

不況打開・仕事確保の緊急対策に関する請願

請願者 群馬県前橋市朝倉町四ノ一六ノ一

六 倉内栄子外千七百五名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第二三六号と同じである。

第二四六号 平成十一年十一月十六日受理

不況打開・仕事確保の緊急対策に関する請願

請願者 群馬県前橋市新前橋町一九ノ一

佐藤修二外千五百四十名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第二三六号と同じである。

第二四七号 平成十一年十一月十六日受理

不況打開・仕事確保の緊急対策に関する請願

請願者 群馬県前橋市泉沢町一、一四〇ノ

七六 星野菊次外千五百四十名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第二三六号と同じである。

第二五二号 平成十一年十一月十六日受理

中小業者の仕事を増やす施策等に関する請願

請願者 大阪府堺市神石市之町二五ノ一

安代康宏外四百二十七名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

願(第三八八号)

第三八八号 平成十一年十一月十九日受理

中小業者の仕事を増やす施策等に関する請願

請願者 大阪府東大阪市荒川二ノ二〇ノ一

一 宮西一男外二百四十九名

紹介議員 笠井 亮君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

十二月八日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、中小企業の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律案

一、新事業創出促進法の一部を改正する法律案

中小企業の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律案

(中小企業信用保険法の一部改正)

第一条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「金融機関」の下に「第三条の八第一項を除き、」を加え、同条に次の一項を加える。

5 第一項に規定する債務の保証に係る金融機関の債権が金融機関その他の政令で定める者以外の方に譲渡されたときは、当該債務の保証に係る同項の保険関係は、当該譲渡の時に消滅する。

第三条の二第四項中「及び第四項」を「から第五項まで」に改める。

第三条の三第一項中「又は第三条の七第一項」を「第三条の七第二項」に改め、「新事業開拓保険」の下に「又は第三条の八第一項に規定する特定社債保険」を加え、同条第三項中「又は第三条の七第一項に規定する債務」を「第三条の七

第一項又は第三條の八第一項に規定する債務に、「又は第三條の七第一項に規定する新事業開拓保険の保険関係の」を、「第三條の七第一項に規定する新事業開拓保険又は第三條の八第一項に規定する特定社債保険の保険関係の」に改め、同條第四項中「及び第四項並びに」を「から第五項まで及び」に改める。

第三條の四第三項、第三條の五第三項、第三條の六第三項及び第三條の七第三項中「第三條第三項及び」の下に「第五項並びに」を加える。

第三條の七の次に次の一條を加える。
(特定社債保険)

第三條の八 事業団は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者(純資産の額が一定の額以上であることその他の通商産業省令で定める要件を備えているものに限る。以下この条において同じ)が発行する社債(当該社債の発行が証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二條第三項に規定する有価証券の私募によるものに限る。以下同じ)のうち政令で定める金融機関が引き受けるものに係る債務の保証をすることにより、中小企業者一人についての保険価額の合計額が四億五千万円を超えることができない保険(以下「特定社債保険」という)について、社債に係る債務(利息に係るものを除く。以下この条において同じ)の額のうち保証をした額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、事業団と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができるとする。

2 前項に規定する債務の保証を受けた中小企業者一人についての普通保険、無担保保険又は特定社債保険の保険関係であつて政令で指定するものの保険価額の合計額の限度額は、政令で定める。

3 第一項の保険関係においては、社債に係る債務の額のうち保証をした額を保険価額と

し、中小企業者に代わつてする社債に係る債務の弁済を保障事故とする。

4 第一項の保険関係が成立する保証をした社債により調達した資金は、中小企業者の行う事業の振興に必要なものに限る。

5 第三條第五項及び第三條の二第二項の規定は、第一項の保険関係に準用する。

第五條中「又は新事業開拓保険」を、「新事業開拓保険又は特定社債保険」に改め、「掛金。以下同じ。」の下に「又は社債に係る債務利息に係るものを除く。以下同じ。」を、「信用保証協会が借入金」の下に「又は社債に係る債務」を、「弁済をした借入金」の下に「又は社債に係る債務」を加え、「及び新事業開拓保険」を、「新事業開拓保険及び特定社債保険」に改める。

第七條中「又は新事業開拓保険」を、「新事業開拓保険又は特定社債保険」に改める。

第八條中「借入金」の下に「又は社債に係る債務」を加える。

第九條及び第十條中「又は新事業開拓保険」を、「新事業開拓保険又は特定社債保険」に改める。

第十一條中「若しくは新事業開拓保険」を、「新事業開拓保険若しくは特定社債保険」に改める。

第十三條中「及び新事業開拓保険」を、「新事業開拓保険及び特定社債保険」に改める。

附則第五項の表第五條の項の中欄及び下欄中「及び新事業開拓保険」を、「新事業開拓保険及び特定社債保険」に改める。

(中小企業金融公庫法の一部改正)

第二條 中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十條」を「第三十二條」を「第三十條」第三十一條に、「第六十條」を「第三十三條」を「第六十條」を「第三十二條」第三十三條に改める。

第一條中「融通する」を「供給する」に改める。

第四條第二項中、「主務大臣の認可を受けて」

を削る。

第七條中「又はこれに類する名称」を削る。

第十二條第一項中、「副総裁」を「及び副総裁の任期は、四年とし」、「四年」を「二年」に改め、同條第二項中「総裁、副総裁、理事及び監事」を「役員」に改める。

第十三條を次のように改める。
(役員)の欠格条件

第十三條 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く)は、役員となることができない。

第十三條の次に次の一條を加える。
(役員)の解任

第十三條の二 主務大臣又は総裁は、それぞれその任命に係る役員が前條の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 主務大臣又は総裁は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その役員を解任することができるとする。

一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

二 刑事事件により有罪判決の言渡しを受けたとき。

三 破産の宣告を受けたとき。

四 心身の故障により職務を執ることができないとき。

3 主務大臣は、総裁又は監事を前項第一号又は第四号の規定により解任しようとするときは、内閣の承認を得なければならない。

4 総裁は、第二項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

5 主務大臣は、公庫の副総裁又は理事が第二項各号のいずれかに該当するに至つたときは、総裁に対しその役員を解任を命ずることができるとする。

第十四條中「総裁、副総裁、理事及び監事」を「役員」に改め、同條に次のただし書を加える。
ただし、主務大臣が役員としての職務の執行に支障がないものと認めて承認したときは、この限りでない。

第十六條の次に次の一條を加える。
(職員)の任命

第十六條の二 公庫の職員は、総裁が任命する。

第十八條を次のように改める。
(役員)の給与及び退職手当の支給の基準

第十八條 公庫は、その役員(役員)の給与及び退職手当の支給の基準を社会一般の情勢に適合したものとなるよう定め、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

第十九條中「中小企業者に対する貸付」を「次の」に改め、同條に次の各号を加える。

一 中小企業者に対する貸付け

二 中小企業者が新たに発行する社債の応募その他の方法による取得

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務

第二十條第一項中「主務大臣の認可を受けて」を「主務省令で定める」に改める。

第二十一條の見出しを「業務方法書」に改め、同條第一項中「業務の方法を定め」を「業務方法書を作成し」に改め、同條第二項を次のように改める。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、主務省令で定める。

第二十二條中「作成し」の下に、「並びに当該四半期における第二十五條第四項の規定による短期借入金の借入れの最高額を定め」を加える。

第二十五條第四項中「第一項」の下に「及び第四項」を加え、「外」を「ほか」に、「借入」を「借入れ」に改め、同項を同條第六項とし、同條第三項の次に次の二項を加える。

4 公庫は、資金繰りのため必要があるとき

は、第一項に規定する政府からの資金の借入れの予算で定める限度額及び次条に規定する中小企業債券(以下この項において「債券」という。)の発行の予算で定める限度額の合計額に相当する金額から、既に借り入れられている資金の借入れの額及び既に発行している債券の額の合計額に相当する金額を差し引いた金額(当該金額が第二十一条の規定により定められた短期借入金の借入れの最高額を上回るときは、当該最高額を限度として、主務省令で定める金融機関から短期借入金をする)ことができる。

5 前項の規定による短期借入金は、当該短期借入金をした事業年度内に償還しなければならない。

第二十五条の二第一項中「資本金の額の三十倍に相当する金額を限度として」を「主務大臣の認可を受けて」に改め、「以下」の下に「この条及び次条において」を加え、「同項ただし書を削り、同条第二項を次のように改める。

2 前項に定めるもののほか、公庫は、債券を失つた者に対し交付するため必要があるときは、政令で定めるところにより、債券を発行することができる。

第二十五条の二第三項中「第一項」を「前二項」に、「先だつて」を「先立つて」に改め、同条第五項中「主務大臣の認可を受けて」を削り、「銀行又は信託会社」を「本邦又は外国の銀行、信託会社又は証券業者」に改め、同条第六項中「又は信託会社」を「信託会社又は証券業者」に改める。

第二十五条の三中において、「の下に」公庫が前条第一項の規定により発行するを、「除く」の下に「。次項において同じ」を加え、「の元本の償還及び利息の支払」を「に係る債務」に改め、同条に次の一項を加える。

2 政府は、前項の規定によるほか、公庫が前条第二項の規定により発行する債券に係る債務について、保証することができる。

第二十六条第一項中「左の」を「次の」に、「外」を「ほか」に改め、同項第一号中「国債」の下に「地方債又は政府保証債その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。」を加え、同項に次の二号を加える。

三 銀行への預金
四 前三号の方法に準ずるものとして主務省令で定める方法

第二十六条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定する方法による余裕金の運用は、安全かつ効率的に行わなければならない。

第三十条第一項中「主務大臣が」の下に「この法律の定めるところに従い」を加え、同条第二項中「認めるときは」の下に「公庫からの報告又は次条第一項の規定による検査の結果に基づき」を加える。

第三十一条を削る。

第三十二条第一項中「但し」を「ただし」に改め、同条を第二十一条とする。

「第六章 補則」を「第八章 雑則」に改める。

第三十三条の見出しを(主務大臣等)に改め、同条中「大蔵大臣」の下に「とし、主務省令は、通商産業省令、大蔵省令」を加え、第六章中同条の前に次の一条を加える。

(解散)

第三十二条 公庫の解散については、別に法律で定める。

第三十四条中「第三十一条第一項」を「第三十一条第一項」に、「十万円」を「三十万円」に改める。

第三十五条中「十万円」を「二十万円」に改める。

第三十六条中「又はこれに類する名称を削り、」五万円」を「十万円」に改める。

(信用保証協会法の一部改正)

第三条 信用保証協会法(昭和二十八年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「左に」を「次に」に、「附随」を「付随」に改め、同項に次の一号を加える。

四 中小企業者等が発行する社債(当該社債の発行が証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第三項に規定する有価証券の私算によるものに限る。)のうち銀行その他の金融機関が引き受けるものに係る債務の保証

第四十条第一項中「左の各号の」を「次の各号の」に改め、「三万円」を「三十万円」に改める。

第四十一条中「左の各号の」を「次の各号の」に改め、「一万円」を「二十万円」に改める。

第四十二条中「一万円」を「十万円」に改める。

(中小企業近代化資金等助成法の一部改正)

第四条 中小企業近代化資金等助成法(昭和三十一年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

小規模企業者等設備導入資金助成法

第一条中「中小企業者」の設備の近代化に必要な「を」小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化に必要な設備の導入の促進に資するため「に」、「行なう」都道府県を「行なう」都道府県に、「行なう」こと等を「行なう」こと、「中小企業の近代化」を「小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化」に改める。

第二条第一項中「中小企業者」を「小規模企業者等」に改め、同項各号を次のように改める。

一 小規模企業者(常時使用する従業員の数が二十人(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者)にあつては、五人)以下の事業者をいう。次号において同じ。

二 小規模企業者以外の中小企業者(中小企業基本法(昭和三十一年法律第五十四号)第二条第一項各号に掲げるものをいう。)であつて、常時使用する従業員の数が政令で

定める数以下の事業者であるものうち、創業及び経営基盤の強化に必要な設備の導入を促進する必要があるものとして政令で定めるもの。

第二条第二項を次のように改める。

2 この法律において「創業者」とは、次に掲げる者(第一号及び第二号に掲げる者にあつては小規模企業者等となる)が見込まれる者に、第三号及び第四号に掲げる者にあつては小規模企業者等に限る。をいう。

一 事業を営んでいない個人であつて、一月以内に新たに事業を開始する具体的な計画を有するもの(次号に掲げるものを除く。)

二 事業を営んでいない個人であつて、二月以内に新たに会社を設立し、かつ、当該新たに設立された会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの

三 新たに事業を開始した個人当該事業を開始した日以前に事業を営んでいなかったものに限り、事業を開始した日以後五年を経過していないもの

四 新たに設立された会社(当該設立の日前に事業を営んでいなかった個人により設立されたものに限る)であつて、その設立の日以後五年を経過していないもの

第二条第四項を削り、第三項を第七項とし、第二項の次に次の四項を加える。

3 この法律において「小規模企業者等設備導入資金」とは、小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化に必要な設備の導入の促進に資するため、都道府県が貸付機関に対して貸し付ける設備資金貸付事業及び設備貸与事業を行うのに必要な資金をいう。

4 この法律において「貸付機関」とは、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人であつて、設備資金貸付事業又は設備貸与事業を行うものをいう。

5 この法律において「設備資金貸付事業」と

は、次に掲げる設備又はプログラムについて、その設置又はプログラム使用権の取得に充てられる資金の貸付けを行う事業をいう。

一 創業者の設備又はプログラムであつて、その事業を行うために必要があると認められるもの

二 小規模企業者等(創業者を除く。次項第二号において同じ)の設備又はプログラムであつて、その経営基盤の強化を図るために新たに導入する必要があると認められるもの

6 この法律において「設備貸与事業」とは、次に掲げる設備又はプログラムについて、その譲渡若しくは貸付け又はプログラム使用権の提供(プログラム使用権を契約に基づき取得させることをいう。以下同じ)を行う事業をいう。

一 創業者の事業の用に供する設備又はプログラムであつて、その事業を行うために必要があると認められるもの

二 小規模企業者等の事業の用に供する設備又はプログラムであつて、その経営基盤の強化を図るために新たに導入する必要があると認められるもの

第三条の見出しを「都道府県に対する国の助成等」に改め、同条第一項中「中小企業者の設備の近代化」を「小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化」に、「次に掲げる資金」を「小規模企業者等設備導入資金」に、「中小企業設備近代化資金の貸付事業」を「小規模企業者等設備導入資金貸付事業」に、「に充てるため補助金を交付する」を「を貸し付ける」に改め、同項各号を削る。

第四条を次のように改める。

(貸付金の限度)

第四条 都道府県が貸与機関に対して貸し付けることができる小規模企業者等設備導入資金の金額は、設備資金貸付事業にあつては当該事業を行うのに必要な金額に相当する額以内

の額、設備貸与事業にあつては当該事業を行うのに必要な金額の二分の一に相当する額以内の額とする。

2 貸与機関が小規模企業者等設備導入資金の貸付けを受けて行う設備資金貸付事業に係る一の借主に対して貸し付けることができる貸付金の金額は、一の設備又は一のプログラム使用権につき、貸与機関が必要と認められた金額の二分の一に相当する額以内の額とする。

第五条中「中小企業設備近代化資金」を「小規模企業者等設備導入資金」に、「五年」を「八年」に、「十二年」を「十三年」に改め、同条に次の二項を加える。

2 貸与機関が小規模企業者等設備導入資金の貸付けを受けて行う設備資金貸付事業に係る貸付金は、無利子とし、その償還期間は、七年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

3 貸与機関が小規模企業者等設備導入資金の貸付けを受けて行う設備貸与事業に係る設備の譲渡若しくは貸付け又はプログラム使用権の提供の対価の支払期間は、七年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

第六條第一項中「都道府県」を「貸与機関」に、「中小企業設備近代化資金」を「小規模企業者等設備導入資金の貸付けを受けて行う設備資金貸付事業に係る資金」に改め、「(貸与機関を除く)」を削る。

第七條中「中小企業設備近代化資金」を「小規模企業者等設備導入資金」に、「借主」を「貸与機関」に、「二」を「いずれかに」に改め、同条に次の一項を加える。

2 貸与機関は、小規模企業者等設備導入資金の貸付けを受けて行う設備資金貸付事業又は

設備貸与事業に係る資金の貸付け又は設備の譲渡若しくは貸付け若しくはプログラム使用権の提供をした場合において、当該資金の貸付け又は設備の譲渡若しくは貸付け若しくはプログラム使用権の提供を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、支払期日前に、その者に対し、貸付金の全部若しくは一部の償還又は設備の譲渡若しくは貸付け若しくはプログラム使用権の提供の対価の全部若しくは一部の支払を請求することができる。

一 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用し、又は設備を譲渡若しくは貸付けの目的以外の目的に使用し、若しくはプログラム使用権の提供の目的以外の目的に使用したとき。

二 貸付金の償還又は設備の譲渡若しくは貸付け若しくはプログラム使用権の提供の対価の支払を怠つたとき。

三 その他正当な理由がないのに貸付金の貸付け又は設備の譲渡若しくは貸付け若しくはプログラム使用権の提供の条件に違反したとき。

第八條中「借主(借主が貸与機関であるときは、貸与機関から設備の譲渡又は貸付けを受けた者)」を「貸与機関から資金の貸付け又は設備の譲渡若しくは貸付けを受けた者」に、「借主が貸付け」を「その者が資金の貸付け又は設備の譲渡若しくは貸付け」に改め、「借主が貸与機関であるときは、貸与機関が譲渡し、又は貸し付けた設備」を削り、「中小企業設備近代化資金」を「小規模企業者等設備導入資金」に改める。

第九條第一項中「借主」を「貸与機関」に、「第七條第二号」を「第七條第一項第二号」に、「同条」を「同項」に改め、同条第二項中「借主が第七條第一号」を「貸与機関が第七條第一項第一号」に、「同条」を「同項」に、「あわせて」を「併せて」に改め、同条に次の二項を加える。

3 貸与機関は、小規模企業者等設備導入資金の貸付けを受けて行う設備資金貸付事業又は設備貸与事業に係る資金の貸付け又は設備の譲渡若しくは貸付け若しくはプログラム使用権の提供を受けた者が支払期日までに貸付金を償還せず、若しくは譲渡若しくは貸付け若しくは提供の対価の支払をせず、又は第七條第二項第二号に該当することを理由として同項の規定による請求を受けた金額を支払わなかつたときは、支払期日の翌日から支払の日までの日数に應じその延滞した額につき年十・七五パーセントの割合で計算した連約金を支払うべきことを請求することができる。

4 貸与機関は、小規模企業者等設備導入資金の貸付けを受けて行う設備資金貸付事業又は設備貸与事業に係る資金の貸付け又は設備の譲渡若しくは貸付け若しくはプログラム使用権の提供を受けた者が第七條第二項第一号又は第三号に該当することを理由として同項の規定による請求をするときは、当該請求に係る貸付金の貸付けの日又は設備の譲渡若しくは貸付け若しくはプログラム使用権の提供の日から支払の日までの日数に應じ貸付金又は譲渡若しくは貸付け若しくは提供の対価の金額につき年十・七五パーセントの割合で計算した連約金を支払うべきことを併せて請求することができる。

第十條第一項中「中小企業設備近代化資金の貸付事業」を「小規模企業者等設備導入資金貸付事業」に、「行なわなければならない」を「行なわなければならない」に改め、同条第二項中「国からの補助金」を「国の貸付金」に、「第七條」を「第七條第一項」に、「前条の連約金及び」を「前条第一項及び第二項の連約金並びに」に、「及び第十三條の規定による納付金を」並びに第十三條第一項から第三項までの規定による国への償還金及び同条第四項の規定による県の一般会計への繰入金」に改める。

第十條第一項中「中小企業設備近代化資金の貸付事業」を「小規模企業者等設備導入資金貸付事業」に、「行なわなければならない」を「行なわなければならない」に改め、同条第二項中「国からの補助金」を「国の貸付金」に、「第七條」を「第七條第一項」に、「前条の連約金及び」を「前条第一項及び第二項の連約金並びに」に、「及び第十三條の規定による納付金を」並びに第十三條第一項から第三項までの規定による国への償還金及び同条第四項の規定による県の一般会計への繰入金」に改める。

第十一条の見出しを「(国の貸付金の額及び利率)」に改め、同条中「国からの補助金を」と「国の貸付金」に、「中小企業設備近代化資金の貸付事業の貸付け財源を」と「小規模企業者等設備導入資金貸付事業の貸付けの財源」に改め、同条に次の一項を加える。

2 国の貸付金は、無利子とする。

第十二条第一項中「国からの補助金の交付を受けた後を」と「小規模企業者等設備導入資金貸付事業を行うに当たつて」に、「中小企業設備近代化資金の貸付事業」を「小規模企業者等設備導入資金貸付事業」に改め、同条第二項中「中小企業設備近代化資金の貸付事業を行なつて」を「小規模企業者等設備導入資金貸付事業を行つて」に改め、同条に次の一項を加える。

3 通商産業大臣は、第一項の基準を定めたとときは、遅滞なく、これを告示するものとする。

第十三条の見出しを「(国の貸付金の償還等)」に改め、同条第一項を次のように改める。

都道府県は、小規模企業者等設備導入資金貸付事業を廃止したときは、政令で定めるところにより、当該事業に係る貸付金の未貸付額及びその後において支払を受ける当該事業に係る貸付金の償還額の合計額に、第一号に掲げる金額の第二号に掲げる金額に対する割合を乗じて得た額の全部又は一部を国に償還しなければならない。

一 国の貸付金の総額(次項又は第三項の規定により国に償還した金額を除く。次項第一号において同じ。)

二 前号に掲げる金額とその都道府県が小規模企業者等設備導入資金貸付事業に係る貸付金の財源に充てるため県の一般会計から県の特別会計に繰り入れた金額の総額(第四項の規定により県の一般会計に繰り入れた金額を除く。との合計額)

第十三条第二項中「前項を」前二項に、「中

小企業設備近代化資金の貸付事業を」と「小規模企業者等設備導入資金貸付事業」に、「国からの補助金を」と「国の貸付金」に、「納付する」と「償還する」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 都道府県は、毎年度、当該年度の前々年度の県の特別会計の決算上の剰余金の額が政令で定める額を超えるときは、その超える額に第一号に掲げる金額の第二号に掲げる金額に対する割合を乗じて得た額に相当する金額を、政令で定めるところにより国に償還しなければならない。

一 当該年度の前々年度までの国の貸付金の総額

二 前号に掲げる金額とその都道府県が当該年度の前々年度までに小規模企業者等設備導入資金貸付事業に係る貸付金の財源に充てるため県の一般会計から県の特別会計に繰り入れた金額の総額(第四項の規定により県の一般会計に繰り入れた金額を除く。との合計額)

第十三条に次の一項を加える。

4 都道府県は、毎年度、前二項の規定により国への償還を行った場合に限り、政令で定める額を限度として、小規模企業者等設備導入資金貸付事業に係る貸付金の財源に充てるため県の一般会計から県の特別会計に繰り入れた金額の総額の一部に相当する金額を、政令で定めるところにより県の一般会計に繰り入れることができる。

第十四条を削る。

第十五条中「国からの補助金を」と「国の貸付金」に、「貸し付ける資金であつて」第三項第一項第二号に掲げるもの(以下「設備貸与資金」という。)を「小規模企業者等設備導入資金」に改め、同条第二号中「中小企業設備貸与事業を」と「設備貸与事業及び設備貸与事業」に改め、同条第三号を削り、同条第四号中「中小企業設

備貸与事業に係る設備の譲渡を」と「設備資金貸付事業又は設備貸与事業に係る資金の貸付け又は設備の譲渡」に、「貸付け又は」と「貸付け若しくは」に、「指導を」と「情報の提供及び助言」に改め、同条を同条第三号とし、同条第五号中「前各号を」と「前二号」に改め、同条を同条第四号とし、同条を第十四条とする。

第十八条第一項中「設備貸与資金」を「小規模企業者等設備導入資金」に、「行なう」と「中小企業設備貸与事業」を「行う設備貸与事業」に改め、同条を第十五条とする。

第十七条中「設備貸与資金」を「小規模企業者等設備導入資金」に、「中小企業設備貸与事業」を「設備貸与事業」に、「譲渡」を「譲渡し」に改め、同条を第十八条とする。

第十八条及び第十九条を削る。

附則第二項第三項中「国からの補助金を」と「国の貸付金」に改める。

附則第三項第四項中「国からの補助金を」と「国の貸付金」に、「中小企業設備近代化資金の貸付事業」を「小規模企業者等設備導入資金貸付事業」に改める。

(中小企業団体の組織に関する法律の一部改正) 第五条 中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十三年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。

目次中第六節 事業活動の規制に関する命令(第五十五条)第六十八條を第六節 削除に改め、「中小企業安定審議会並びに」を削り、第四章 組織変更(第九十五条)第一節(二)を「第四章 組織変更」

第一節 協業組合、事業協同組合又は商會 第二節 株式会社又は有限会社への組織変更(第九十五条)第一節(二)を「第九十五条」に改める。

第一條中「できる」を「できるように」に改め、並びにその経営の安定及び合理化を図るを削る。

第十七條第一項第四号及び第五号を削り、同項第六号中「前各号」を「前三号」に改め、同条を同項第四号とする。

第十八條から第三十條までを次のように改める。

第十八條から第三十條まで 削除

第三十一條各号列記以外の部分中「行なう」を「行う」に改め、同条中第五号及び第六号を削り、第七号を第五号とする。

第三十二條を次のように改める。

第三十二條 削除

第三十三條中、「第十七條の二、第十九條第一項(第二号を除く。)、第二十条から第二十五条まで及び第二十八條から第三十條までを」と及び第十七條の二に、「會員たる商工組合及び」を、「會員たる商工組合及び」に改め、「第二十八條第一項及び第二項第四号中「組合員」とあるのは「會員たる商工組合の組合員」と、第二十九條第一項及び第三十條中「商工組合の組合員」とあるのは「商工組合連合会の會員たる商工組合の組合員」とを削る。

第四十二條第三項を次のように改める。

3 主務大臣は、第一項の認可の申請を受理した日から二月以内に、認可又は不認可の通知を発しなければならない。

4 前項の期間内に同項の通知が発せられなかつたときは、その期間が満了した日に、第一項の認可があつたものとみなす。この場合には、発起人は、主務大臣に対し、認可に関する証明をすべきことを請求することができる。

5 主務大臣が第一項の認可の申請に関し発起人に報告を求め、又は関係行政機関に照会を發したときは、その日から主務大臣がその報告又は照会に対する回答を受理するまでの期間は、第三項の期間に算入しない。この場合

において、主務大臣は、関係行政機関に照会を發したときは、遅滞なく、その旨をその發起人に通知しなければならない。

第四十七條第二項中、「同法第三十九條第一項中「規約」とあるのは「規約、調整規程又は総合調整規程」と及び、「同法第二項ただし書中「規約」とあるのは「規約若しくは調整規程若しくは総合調整規程」とを削る。

第三章第六節を次のように改める。

第六節 削除

第五十五條から第六十六條まで 削除

第六十七條中、「規約若しくは調整規程若しくは総合調整規程」を「若しくは規約」に改める。

第六十八條を次のように改める。

第六十八條 削除

第七十條を次のように改める。

第七十條 削除

第七十條の二を削る。

第三章第八節の節名中「中小企業安定審議会並びに」を削る。

第七十二條から第八十條までを次のように改める。

第七十二條から第八十條まで 削除

第八十一條中「第百一條の三の政令で第三十條(第三十三條において準用する場合を含む。)の規定による主務大臣の勸告の権限の全部若しくは一部が都道府県知事に委任された」を「組合協約に関する重要事項を調査審議するため必要があると認めるところに改める。

第八十九條第一項及び第二項を削り、同条第三項中「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」の下に「昭和二十二年法律第五十四号」を加え、同項を同条とする。

第九十條及び第九十一條を次のように改める。

第九十條及び第九十一條 削除

第九十二條中、「組合員たる資格を有する者又は第二十九條第一項各号(第三十三條におい

て準用する場合を含む。)に掲げる者であつて同項第三十三條において準用する場合を含む。)の規定による申出を受けたものを削る。

第九十三條中第一項を削り、第二項を第一項とし、同条第三項中「前二項を前項に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「又は第二項」を削り、同項を同条第三項とする。

第九十四條を次のように改める。

第九十四條 削除

第四章中第九十五條の前に次の節名を付する。

第一節 協業組合、事業協同組合又は商工組合への組織変更

第九十六條第一項第四号を削る。

第四章中第百條の二の次に次の一節を加える。

第二節 株式会社又は有限会社への組織変更

(組織変更)
第百條の三 事業協同組合、企業組合又は協業組合(以下この節において「組合」という。)は、その組織を変更し、株式会社又は有限会社(以下「会社」という。)になることができる。

(組織変更計画書の承認等)
第百條の四 組合は、前条の組織変更(以下この節において「組織変更」という。)をするに

は、組織変更計画書を作成して、総会の議決により、その承認を受けなければならない。

2 前項の総会においては、その議決により、定款その他会社の組織に必要な事項を定める

とともに、組織変更後の会社の取締役及び監査役となるべき者を選任しなければならない。

3 前二項の場合において、事業協同組合及び企業組合については協同組合法第五十三條に規定する議決に、協業組合については第五條

の十九第一項に規定する議決によらなければならない。

4 総代会においては、協同組合法第五十五條第六項の規定にかかわらず、組織変更について議決することができない。

5 第一項の総会の招集に対する協同組合法第四十九條(第五條の二十三第三項において準用する場合を含む。)の適用については、協同組合法第四十九條中「十日前まで」とあるのは「二週間前まで」と、「会議の目的たる事項」とあるのは「会議の目的たる事項、組織変更計画書の要領、組織変更後の会社の定款及び中小企業団体の組織に関する法律第百條の四第二項に規定する者の選任に関する議案の要領」とする。

6 組合は、組織変更計画書において、政令で定める事項を記載しなければならない。

(組織変更の議決の公告等)
第百條の五 組合が、組織変更の議決を行ったときは、当該議決の日から二週間以内に、議決の内容及び貸借対照表を公告しなければならない。

2 前項の場合については、商法第百條(債権者の異議)の規定を準用する。

(組織変更)に反対する組合員の持分払戻請求権)
第百條の六 組織変更を行う組合の組合員で、

第百條の四第一項の総会に先立つて当該組合に

対し書面をもつて組織変更の反対の意思を通知したものは、組織変更の議決の日から二十

日以内に書面をもつて持分の払戻しを請求することにより、組織変更の日に当該組合を

脱退することができる。

2 前項の規定による組合員の脱退については、協同組合法第二十條から第二十二條まで

(持分の払戻し)の規定を準用する。この場合において、組合員は、定款の定めにかかわらず、その持分の全部の払戻しを請求すること

ができる。

3 前項の場合には、組織変更の日を協同組合法第二十條第二項に規定する脱退した事業年

度の終わりとみなす。
(組合員への株式又は持分の割当て)
第百條の七 組織変更を行う組合の組合員(前条第一項の請求をしている者その他政令で定める者を除く。以下この条において同じ)は、組織変更計画書の定めるところにより、組織変更後の会社の株式又は持分の割当てを受けるものとする。

2 前項の株式又は持分の割当ては、組合員の

出資口数に応じてしなければならない。

3 前二項の株式又は持分の割当てについては、

商法第二百七十七條第一項及び第二項(一株に満たない端数に関する処置)並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第百二十六條第一項(管轄裁判所)及び第百三十二條ノ三(端株の任意売却許可の申請)の規定を

準用する。

4 第一項の規定により組合員に割り当てた株式を発行する場合には、当該株式を商法第百六十六條第一項第六号、第二項及び第三項(定款の記載事項)に規定する会社の設立に際して発行する株式とみなす。

(新会社の資本及び理事のてん補責任)
第百條の八 組織変更後の会社の資本の額は、

組織変更時に組織変更前の組合に現に存する純資産額を上回ることができない。

2 前項の場合において、組織変更時における

組織変更後の会社に現に存する純資産額が資本の額に不足するときは、組織変更の議決の

当時の組合の理事は、組織変更後の会社に対し連帯してその不足額を支払う義務を負う。

(準備金の積立て)
第百條の九 組織変更後の会社は、組織変更時

における純資産額から資本の額を控除した残額については、商法第二百八十八條ノ二第一項(資本準備金)の資本準備金として積み立てなければならない。

2 前項の残額については、商法第二百八十八條ノ二第三項(合併の場合の準備金の積立て)

の規定を準用する。この場合において、同項中「合併二因り消滅シタル会社ノ利益準備金」とあるのは「組織変更前ノ事業協同組合、企業組合又ハ協業組合ノ準備金」と、「其ノ利益準備金」とあるのは「其ノ準備金」と読み替へるものとする。

(質権の効力)

第百条の十 組合の持分を目的とする質権は、当該組合の組合員が組織変更により受けるべき金銭、株式又は持分の上に存在する。

2 組合は、組織変更の議決を行ったときは、当該議決の日から二週間以内、その旨を前項の質権を有する者で知れているものに各別に通知しなければならない。

(登記)

第百条の十一 組合は、組織変更に必要な行為を終つてから、主たる事務所及び本店の所在地においては二週間以内、従たる事務所及び支店の所在地においては三週間以内に、組織変更前の組合については協同組合法第八十八条(第五條の二)第五項において準用する場合を含む。の登記を、組織変更後の株式会社については商法第百八十八條第二項に規定する登記を、組織変更後の有限会社については有限会社法(昭和十二年法律第七十四号)第十三條第二項に規定する登記をしなければならない。

2 前項の規定により組織変更後の会社についてする登記の申請書には、商業登記法第十八條(申請書の添付書面)に定める書類及び組織変更後の株式会社については同法第七十九條(株式会社の添付書面の通則)に定める書類、組織変更後の有限会社については同法第九十四條(有限会社の添付書面の通則)に定める書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 組織変更計画書
- 二 定款
- 三 組合の総会の議事録

四 第百条の五第一項の公告をしたことを証する書面

五 第百条の五第二項において準用する商法第百条(債権者の異議の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は組織変更をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面

六 組織変更時に組織変更前の組合に現に存する純資産額を証する書面

七 会社の取締役、代表取締役及び監査役が就任を承諾したことを証する書面

八 名義書換代理人又は登録機関を置いたときは、これらの者との契約を証する書面

3 第一項の登記については、商業登記法第七十一条及び第七十三条(組織変更の登記)の規定を準用する。

(組織変更の効力発生)

第百条の十二 組織変更は、本店の所在地において前条第一項の規定による登記をすることによつてその効力を生ずる。

(株主又は社員となる時期)

第百条の十三 組織変更を行う組合の組合員で第百条の七第一項の規定により株式又は持分を割り当てられた者は、組織変更により組織変更後の会社の株主又は社員となる。

2 前項の場合においては、当該組織変更の日を商法第二百二十五條第二号(株券の記載事項)に掲げる日とみなし、当該組織変更を同法第二百二十六條(株券発行の時期)に規定する会社の成立とみなして、これらの規定を適用する。

(組織変更の届出)

第百条の十四 組合は、組織変更をしたときは、遅滞なく、その旨を、事業協同組合及び企業組合については協同組合法第百十一条第一項の規定による行政庁に、協業組合については主務大臣に届け出なければならない。

(組織変更事項を記載した書面の備置き等)

第百条の十五 会社の取締役は、第百条の五に規定する手続の経過、組織変更の日、組織変更時に組織変更前の組合に現に存する純資産額その他の組織変更に関する事項を記載した書面を、組織変更の日から六月間、本店に備え置かなければならない。

2 前項の書面については、商法第四百八条ノ二第二項(合併契約書等の閲覧等)の規定を準用する。

(組織変更無効の訴え)

第百条の十六 組織変更の無効は、本店の所在地において組織変更の日から六月以内に、訴えをもつてのみ主張することができる。

2 前項の訴えについては、商法第八十八条(管轄裁判所)、第百五条第二項から第四項まで(合併無効の訴え)、第百四十九條(担保の提供)及び第四百五十五條第二項(提起権者並びに非訟事件手続法第百三十五條ノ六(設立無効の登記)及び第四百四十條(裁判の謄本の添付)の規定を準用する。

第百一条の二第一項第二号ただし書を削る。
第百三条及び第百四條を次のように改める。
第百三条 事業協同組合、企業組合又は協業組合の役員は、第百条の八第一項の純資産額につき官公署又は第百条の四第一項の総会に対して不実の申立てを行い、又は事実を隠べししたときは、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第百四條 次に掲げる事項に關し不正の請託を受け、若しくは財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第百条の四第一項の総会における発言又は議決権の行使

二 第百条の十六第一項に規定する訴えの提起

2 前項の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者も、同項と同様とする。

第百五条中「前二條」を「前條第一項」に、「わいろ」を「財産上の利益」に改める。

第百八條から第百九條までを削る。
第百十條中「二」を「いづれかに」に、「十萬圓」を「二十萬圓」に改め、同條中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同條第六号中「又は第二項」を削り、同條を同條第五号とし、同條を第百六條とする。
第百十一條中「第六十一條又は」を削り、「十萬圓」を「二十萬圓」に改め、同條を第百七條とする。

第百十一條の二中「十萬圓」を「二十萬圓」に改め、同條を第百八條とする。
第百十二條中「第百八條又は第百十條」を「第百六條」に改め、同條を第百九條とし、同條の次に次の一條を加える。

第百十條 次の各号に掲げる違反があつた場合は、その行為をした事業協同組合、企業組合若しくは協業組合の役員又は株式会社若しくは有限会社の取締役(商法第百八十八條第三項若しくは有限会社法第三十三條第三項において準用する商法第六十七條ノ二又は商法第二百五十八條第二項(有限会社法第三十二條において準用する場合を含む。))の職務代行者を含む。は、百万円以下の過料に処する。

一 第百条の四の規定に違反して組織変更の手続をしたとき。
二 第百条の五第一項又は同條第二項において準用する商法第百条に定める公告若しくは催告をすることを怠り、又は不正の公告若しくは催告をしたとき。
三 第百条の九第一項の規定に違反して、準備金を積み立てず、又はこれを取り崩したとき。
四 第百条の十一第一項に定める登記を怠つたとき。
五 第百条の十四の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

六 第六十条の十五第一項の規定に違反して、

七 第七十条の十五第二項において準用する商

法第四百八条ノ二第二項の規定に違反して、正当な理由がないのに、書面の閲覧又はその謄本若しくは抄本の交付を拒んだとき。

第七十三条中「十万円を二十万円に改め、同条第一号中「登記」の下に「(第六十条の十一第一項に定める登記を除く。)」を加え、同条を第十一号とする。

第七十四条中「十万円を二十万円に改め、同条を第十二号とする。

第七十五条中「五万円」を「十万円」に改め、同条を第十三号とする。

第七十六条中「十万円を二十万円に改め、同条を第十四号とする。

第七十七条中「五万円」を「十万円」に改め、同条を第十五号とする。

(沖縄振興開発金融公庫法の一部改正)
第六六条 沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「融通する」を「供給する」に、「融通し」を「供給し」に改める。

第十九条第一項第五号を次のように改める。

五 沖縄において事業を行う中小企業者に対し事業の振興に必要な長期資金を貸し付け、及び沖縄において事業を行う中小企業者が事業の振興に必要な長期資金を調達するために新たに発行する社債を応募その他の方法により取得すること。

第十九条第一項に次の一号を加える。

八 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

第二十二条第二項第一号の三の次に次の一号を加える。

一 の四 社債の取得に関する業務の方法
第三十七条中「十万円」を「三十万円」に改め

る。

第三十八条中「十万円」を「三十万円」に改める。

第三十九条中「十万円」を「二十万円」に改める。

第四十条中「五万円」を「十万円」に改める。

(中小企業の創造的業務活動の促進に関する臨時措置法の一部改正)
第七七条 中小企業の創造的業務活動の促進に関する臨時措置法(平成七年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第三号中「五年」を「十年」に改める。

第八条の四の次に次の一条を加える。

第八條の五 第四条第一項の認定を受けた者であつて株式会社であるもの(次項において「認定会社」という。))が、認定研究開発等事業計画に従つて行われる研究開発等事業に必要な人材の確保を円滑にするため、取締役又は使用人である者に対し商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百八十条ノ十九第一項に規定する新株の引受権を与える場合における同条第三項の規定の適用については、同項中「十分ノ一」とあるのは、「五分ノ一」とする。

この場合において、新株の引受権の行使により発行すべき株式の登記の申請書には、通商産業省令で定めるところにより、第四条第一項の認定を受けた者である旨を証する都道府県知事の書面を添付しなければならない。

2 前項の規定は、認定会社が、証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第十一項に規定する証券取引所に上場されている株券又は同法第七十五条第一項の店頭売買有価証券登録簿に登録されている株券の発行者である会社でない場合に商法第二百八十条ノ十九第二項の決議をするときに限り、適用する。

第九条を次のように改める。

第九条 削除

第十四条の十一第四項中、「弁済(手形の割引の場合には支払、給付の場合は払込み。以下同じ。)」とあるのは「弁済」と、「借入金(手形の割引の場合には手形債務、給付の場合は掛金。以下同じ。)」とあるのは「社債に係る債務(利息に係るものを除く。以下同じ。))」及び、「借入金(給付の場合には、総払込額。以下同じ。))」とあるのは「社債に係る債務」と、「総弁済額(給付の場合には、総払込額。以下同じ。))」とあるのは「総弁済額」とを削り、「及び新事業開拓保険を」、「新事業開拓保険及び特定社債保険」に改め、「及び第七七条中「信用保証協会」とあるのは「指定支援機関」と、同法第八八条中「信用保証協会」とあるのは「指定支援機関」と、「借入金」とあるのは「社債に係る債務」と、同法第九

条を削る。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条、第七七条、第九九条及び第十條の規定 公布の日

二 第五五條の規定並びに附則第八八條、第十二條、第十三條及び第三十三條の規定、附則第三十五條中中央省庁等改革関係法(平成十一年法律第 号)第九九五條の改正規定並びに附則第三十七條の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第四四條の規定並びに第七七條中中小企業の創造的業務活動の促進に関する臨時措置法第九九條の改正規定並びに附則第四四條から第六六條までの規定、附則第十五條中激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十三年法律第五十号)第十三條の改正規定、附則第十六條の規定、附則第十八條中中小小売商業振興法(昭和四十八年法律第百

一 号)第五五條の二の改正規定、附則第二十條中中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用の改善の促進に関する法律(平成三年法律第五十七号)第十一條の改正規定、附則第二十三條中中小企業流通業務効率化促進法(平成四年法律第六十五号)第八條の改正規定、附則第二十五條中エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法(平成五年法律第十八号)第二十二條の改正規定、附則第二十六條、第二十七條及び第二十九條の規定、附則第三十條中中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成十年法律第九十二号)第二十五條の改正規定、附則第三十一條中新事業創出促進法(平成十年法律第五十二号)第二十一條の改正規定、附則第三十二條中中小企業経営革新支援法(平成十一年法律第十八号)第七七條、第十二條及び附則第三三條の改正規定、附則第三十四條中産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第三十一号)第二十五條及び第二十七條の改正規定、附則第三十五條中中央省庁等改革関係法(第九九條)第一條の改正規定並びに附則第三十六條の規定 平成十二年四月一日

(中小企業金融公庫法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第二条の規定の施行の際現に中小企業金融公庫の理事又は監事である者の任期については、なお従前の例による。

第三条 中小企業金融公庫は、附則第一條本文に規定する施行日(以下この条において「施行日」という。)までに、施行日の属する四半期における短期借入金の借入れの最高額を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。この場合において、その認可の効力は、施行日から生ずるものとする。

(中小企業近代化資金等助成法の一部改正に伴う経過措置)

一 号)第五五條の二の改正規定、附則第二十條中中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用の改善の促進に関する法律(平成三年法律第五十七号)第十一條の改正規定、附則第二十三條中中小企業流通業務効率化促進法(平成四年法律第六十五号)第八條の改正規定、附則第二十五條中エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法(平成五年法律第十八号)第二十二條の改正規定、附則第二十六條、第二十七條及び第二十九條の規定、附則第三十條中中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成十年法律第九十二号)第二十五條の改正規定、附則第三十一條中新事業創出促進法(平成十年法律第五十二号)第二十一條の改正規定、附則第三十二條中中小企業経営革新支援法(平成十一年法律第十八号)第七七條、第十二條及び附則第三三條の改正規定、附則第三十四條中産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第三十一号)第二十五條及び第二十七條の改正規定、附則第三十五條中中央省庁等改革関係法(第九九條)第一條の改正規定並びに附則第三十六條の規定 平成十二年四月一日

(中小企業金融公庫法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第二条の規定の施行の際現に中小企業金融公庫の理事又は監事である者の任期については、なお従前の例による。

第三条 中小企業金融公庫は、附則第一條本文に規定する施行日(以下この条において「施行日」という。)までに、施行日の属する四半期における短期借入金の借入れの最高額を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。この場合において、その認可の効力は、施行日から生ずるものとする。

(中小企業近代化資金等助成法の一部改正に伴う経過措置)

一 号)第五五條の二の改正規定、附則第二十條中中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用の改善の促進に関する法律(平成三年法律第五十七号)第十一條の改正規定、附則第二十三條中中小企業流通業務効率化促進法(平成四年法律第六十五号)第八條の改正規定、附則第二十五條中エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法(平成五年法律第十八号)第二十二條の改正規定、附則第二十六條、第二十七條及び第二十九條の規定、附則第三十條中中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成十年法律第九十二号)第二十五條の改正規定、附則第三十一條中新事業創出促進法(平成十年法律第五十二号)第二十一條の改正規定、附則第三十二條中中小企業経営革新支援法(平成十一年法律第十八号)第七七條、第十二條及び附則第三三條の改正規定、附則第三十四條中産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第三十一号)第二十五條及び第二十七條の改正規定、附則第三十五條中中央省庁等改革関係法(第九九條)第一條の改正規定並びに附則第三十六條の規定 平成十二年四月一日

(中小企業金融公庫法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第二条の規定の施行の際現に中小企業金融公庫の理事又は監事である者の任期については、なお従前の例による。

第三条 中小企業金融公庫は、附則第一條本文に規定する施行日(以下この条において「施行日」という。)までに、施行日の属する四半期における短期借入金の借入れの最高額を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。この場合において、その認可の効力は、施行日から生ずるものとする。

第四条 第四条の規定による改正前の中小企業近代化資金等助成法(以下この条及び次条第一項において「旧法」という。)

第三条第一項の規定により都道府県に交付された国からの補助金(旧法附則第二条第三項若しくは第三条第四項又は附則第十六条の規定による改正前の中小企業振興資金等助成法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第七十一号。以下この条において「改正前助成法」という。)

第五条 旧補助金等(旧法第三条第一項の中小企業設備近代化資金の貸付事業を廃止したときに旧法第十三条第一項の規定により都道府県が国に納付することとなっている補助金等)をいう。

第六条 平成十二年度及び平成十三年度における新法第十三条第二項の規定の適用については、同項中「県の特別会計の決算上」とあるのは、「中小企業等の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律(平成十一年法律第九号。以下「活性化法」という。)

第七條 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日の前日において中小企業安定審議会の委員である者の任期は、第五条の規定による改正前の中小企業団体の組織に関する法律(次条において「旧法」という。)

第八條 旧法第六十六條第一号に掲げる旧法第十

特別会計の資金に含まれる場合であつて、平成十二年度以後に新法第三条第一項の規定による貸付けを受けた国の貸付金の総額(新法第十三条第二項又は第三項の規定により国に償還した金額を除く。)

第六條 平成十二年度及び平成十三年度における新法第十三条第二項の規定の適用については、同項中「県の特別会計の決算上」とあるのは、「中小企業等の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律(平成十一年法律第九号。以下「活性化法」という。)

第七條 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日の前日において中小企業安定審議会の委員である者の任期は、第五条の規定による改正前の中小企業団体の組織に関する法律(次条において「旧法」という。)

第八條 旧法第六十六條第一号に掲げる旧法第十

第九條 この法律(附則第一条第一号及び第二号の規定する規定については、当該規定。以下この条において同じ。)

第十條 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に必要となる経過措置は、政令で定める。

七条の三第一項の規定による事業者台帳の作成若しくは管理に係る事務に従事する商工組合の役員若しくは職員であつた者又は旧法第六十六條第二号に掲げる旧法第六十四條の規定により旧法第五十六條若しくは第五十七條の規定による命令に係る事務を処理する組合の役員若しくは職員であつてその事務に従事するものであつた者に係るその職務に関して知得した秘密を漏らし、又は盗用してはならない義務については、第五条の規定の施行後も、なお従前の例による。

第九條 この法律(附則第一条第一号及び第二号の規定する規定については、当該規定。以下この条において同じ。)

第十條 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に必要となる経過措置は、政令で定める。

第十一條 政府は、第一条の規定の施行後平成十七年三月三十一日までの間に、中小企業をめぐ

第十二條 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第三第一号(九十七の十三)中「事業転換、調整規程又は総合調整規程の設定又は変更等」を「事業転換等」に、「組合員たる資格を有する者等の工場、事業場等」を「商工組合の事務所」に改める。

(地方税法の一部改正)

第十三條 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第十四條 公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第十五條 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十二條第二項中「及び新事業開拓保険を、新事業開拓保険及び特定社債保険」に改める。

第十三條を次のように改める。

貸付金の償還期間等の特例

第十三条 都道府県は、小規模企業者等設備導入資金助成法(昭和三十一年法律第百十五号)第三條第一項に規定する小規模企業者等設備導入資金貸付事業に係る貸付金であつて、激甚災害を受けた者で政令で定めるものが当該災害を受ける以前に受けた同法第二條第五項に規定する設備資金貸付事業に係る資金の貸付け又は同法第六項に規定する設備貸与事業に係る設備の譲渡若しくは貸付け若しくはプログラム使用権の提供に係るものについては、同法第五條第一項の規定にかかわらず、その償還期間を二年を超えない範囲内において延長することができる。

2 前項の規定により償還期間の延長を受けた貸与機関は、小規模企業者等設備導入資金助成法第五條第二項及び第三項の規定にかかわらず、当該資金の貸付けの償還期間又は当該設備の譲渡若しくは貸付け若しくはプログラム使用権の提供に係る対価の支払期間について、その延長を受けた期間と同一期間延長するものとする。

(中小企業振興資金等助成法の一部を改正する法律の一部改正)
第十六條 中小企業振興資金等助成法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。
附則第三條第二項中「中小企業近代化資金等助成法第三條第一項の中小企業設備近代化資金の貸付事業を」小規模企業者等設備導入資金助成法第三條第一項の小規模企業者等設備導入資金貸付事業に、「国からの補助金」を「国の貸付金」に改める。
(産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律の一部改正)
第十七條 産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律(昭和二十八年法律第百六十六号)の一部

を次のように改正する。

第四條中「及び新事業開拓保険を」新事業開拓保険及び特定社債保険に改める。
(中小小売商業振興法の一部改正)
第十八條 中小小売商業振興法の一部を次のように改正する。
第五條の二を次のように改める。
第五條の二 削除
第五條の三第二項中「及び新事業開拓保険を」新事業開拓保険及び特定社債保険に改める。
(伝統的工芸品産業の振興に関する法律の一部改正)
第十九條 伝統的工芸品産業の振興に関する法律(昭和四十九年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。
第十三條第二項中「及び新事業開拓保険」を「新事業開拓保険及び特定社債保険」に改める。

(中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部改正)
第二十條 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部を次のように改正する。
第十條第二項中「及び新事業開拓保険」を「新事業開拓保険及び特定社債保険」に改める。
第十一條を次のように改める。
第十一條 削除
第十一條 特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法(平成三年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。
第八條第二項中「及び新事業開拓保険」を「新事業開拓保険及び特定社債保険」に改める。
(輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法の一部改正)

る臨時措置法の一部改正)

第二十二條 輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法(平成四年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。
第十三條第二項中「及び新事業開拓保険」を「新事業開拓保険及び特定社債保険」に改める。
(中小企業流通業務効率化促進法の一部改正)
第二十三條 中小企業流通業務効率化促進法の一部を次のように改正する。
第七條第二項中「及び新事業開拓保険」を「新事業開拓保険及び特定社債保険」に改める。
第八條を次のように改める。
第八條 削除
第二十四條 地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律(平成四年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。
第六條第二項中「及び新事業開拓保険」を「新事業開拓保険及び特定社債保険」に改める。
(エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法の一部改正)
第二十五條 エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法の一部を次のように改正する。
第二十一條第二項中「及び新事業開拓保険」を「新事業開拓保険及び特定社債保険」に改める。
第二十二條を次のように改める。
第二十二條 削除
第二十一條 削除
(商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部改正)
第二十六條 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成五年法律第五

十一号)の一部を次のように改正する。

第二十一條を次のように改める。
第二十一條 削除
(阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正)
第二十七條 阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成七年法律第十六号)の一部を次のように改正する。
第六十八條を次のように改める。
第六十八條 削除
第七十條第一項中「前三條」を「第六十七條及び前條」に改める。
(特定産業集積の活性化に関する臨時措置法の一部改正)
第二十八條 特定産業集積の活性化に関する臨時措置法(平成九年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。
第十六條第二項中「及び新事業開拓保険」を「新事業開拓保険及び特定社債保険」に改める。
(新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法の一部改正)
第二十九條 新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法(平成九年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。
第十二條を次のように改める。
第十二條 削除
(中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部改正)
第三十條 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を次のように改正する。
第二十五條を次のように改める。
第二十五條 削除
第二十六條第四項中「及び新事業開拓保険」を「新事業開拓保険及び特定社債保険」に改める。
(新事業創出促進法の一部改正)

る臨時措置法の一部改正)
第二十二條 輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法(平成四年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。
第十三條第二項中「及び新事業開拓保険」を「新事業開拓保険及び特定社債保険」に改める。
(中小企業流通業務効率化促進法の一部改正)
第二十三條 中小企業流通業務効率化促進法の一部を次のように改正する。
第七條第二項中「及び新事業開拓保険」を「新事業開拓保険及び特定社債保険」に改める。
第八條を次のように改める。
第八條 削除
第二十四條 地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律(平成四年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。
第六條第二項中「及び新事業開拓保険」を「新事業開拓保険及び特定社債保険」に改める。
(エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法の一部改正)
第二十五條 エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法の一部を次のように改正する。
第二十一條第二項中「及び新事業開拓保険」を「新事業開拓保険及び特定社債保険」に改める。
第二十二條を次のように改める。
第二十二條 削除
第二十一條 削除
(商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部改正)
第二十六條 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成五年法律第五

る臨時措置法の一部改正)
第二十二條 輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法(平成四年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。
第十三條第二項中「及び新事業開拓保険」を「新事業開拓保険及び特定社債保険」に改める。
(中小企業流通業務効率化促進法の一部改正)
第二十三條 中小企業流通業務効率化促進法の一部を次のように改正する。
第七條第二項中「及び新事業開拓保険」を「新事業開拓保険及び特定社債保険」に改める。
第八條を次のように改める。
第八條 削除
第二十四條 地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律(平成四年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。
第六條第二項中「及び新事業開拓保険」を「新事業開拓保険及び特定社債保険」に改める。
(新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法の一部改正)
第二十九條 新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法(平成九年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。
第十二條を次のように改める。
第十二條 削除
(中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部改正)
第三十條 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を次のように改正する。
第二十五條を次のように改める。
第二十五條 削除
第二十六條第四項中「及び新事業開拓保険」を「新事業開拓保険及び特定社債保険」に改める。
(新事業創出促進法の一部改正)

第三十一条 新事業創出促進法の一部を次のように改正する。

第二十一条の見出しを「小規模企業者等設備導入資金助成法」に改め、同条中「中小企業近代化資金助成法」を「小規模企業者等設備導入資金助成法」に、「第三条第一項第二号」を「第二条第四項」に、「第十五条」を「第十四条」に、「同法第十五条第一号」を「同条第一号」に改める。

第二十八条第二項中「及び新事業開拓保険」を「新事業開拓保険及び特定社債保険」に改める。

(中小企業経営革新支援法の一部改正)
第三十二条 中小企業経営革新支援法の一部を次のように改正する。
第六条第三項中「及び新事業開拓保険」を「新事業開拓保険及び特定社債保険」に改める。
第七条を次のように改める。
第七條 削除
第十二條第一項を削る。

附則第三条第二項中「中小企業近代化資金等助成法による貸付金の償還期間の延長」を削る。
(地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の一部改正)
第三十三条 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成十一年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。
第三百十五條中「第六十五條中「受ける者」の下に(「主務大臣の処分を受ける者に限る。」)を加える。」を削る。

(産業活力再生特別措置法の一部改正)
第三十四條 産業活力再生特別措置法の一部を次のように改正する。
第十八條第三項及び第二十四條第七項中「及び新事業開拓保険」を「新事業開拓保険及び特定社債保険」に改める。
第二十五條を次のように改める。
(小規模企業者等設備導入資金助成法の特例)

第二十三條 中小企業対策特別委員会會議録第七号

第二十五条 小規模企業者等設備導入資金助成法(昭和三十一年法律第十五号)第三條第一項に規定する小規模企業者等設備導入資金貸付事業に係る貸付金の貸付けを受けて同法第二條第四項に規定する貸与機関(以下この条において「貸与機関」という。)が行う同法第五項に規定する設備資金貸付事業(以下この条において「設備資金貸付事業」という。)に係る貸付金であつて、認定経営資源活用新事業計画に従つて同法第一項に規定する小規模企業者等が設置する設備又は取得するプログラム使用権(同法第七項に規定するプログラム使用権をいう。)に係るものについては、同法第四條第二項の規定にかかわらず、一の借主に對して貸し付けることができる設備資金貸付事業に係る貸付金の金額は、一の設備又は一のプログラム使用権につき貸与機関が必要と認められた金額の三分の二に相当する額以内の額とする。

第二十七條の表下欄中「第二十五條第三項」を「第二十五條」に改める。
(中央省庁等改革関係法施行法の一部改正)
第三十五條 中央省庁等改革関係法施行法の一部を次のように改正する。
第八十九條五條中「財務大臣」に「の下に「通商産業省令、大蔵省令」を「経済産業省令、財務省令」を加える。
第九十二條(見出しを含む。)中「中小企業近代化資金等助成法」を「小規模企業者等設備導入資金助成法」に改める。
第九十五條を次のように改める。
(中小企業団体の組織に関する法律の一部改正)
第九十五條 中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十一年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。
第十七條の二第一項中「省令」を「主務省令」に改める。
第一百一條の二第二項中「通商産業大臣」を

「経済産業大臣」に改め、同法第三項中「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「通商産業省令」を「経済産業省令」に改め、同法に次の一項を加える。
4 この法律における主務省令は、商工組合又は商工組合連合会の資格事業を所管する大臣が共同で発する命令とする。
(中小企業庁設置法の一部改正)
第三十六條 中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。
第三條第一項第四号の二の二中「中小企業近代化資金等助成法」を「小規模企業者等設備導入資金助成法」に改める。
(中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律の一部改正)
第三十七條 中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律(平成十一年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。
第三百二十五條を次のように改める。
(中小企業団体の組織に関する法律の一部改正)
正)
第三百二十五條 中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十一年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。
目次中「中小企業分野等調整審議会及び」を削る。

第三章第八節の節名を次のように改める。
第八節 都道府県中小企業調停審議会
第八十條の二を削る。
第三百二十七條のうち、中小企業基本法第二十七條の改正規定中、中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十一年法律第八十五号)を削る。
附則第二十八條第四十三号を次のように改め
四十三 削除

新事業創出促進法の一部を改正する法律案
新事業創出促進法(平成十年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。
目次中第二章 創業等の促進(第四条―第十一條)を 第二章の二 新事業分野開拓の促進(第十一條―第二十一條の七) に、「第六章 雑則(第三十六條―第三十八條)」を 第七章 罰則(第三十六條―第三十八條) に改める。
第一條中「行う事業」の下に「並びに新たな事業分野の開拓」を加える。
第二條中第八項を第十項とし、第四項から第七項までを二項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の二項を加える。
4 この法律において「新事業分野開拓」とは、事業者がその事業の著しい成長発展を目指して行う事業活動であつて、新商品の生産若しくは新役務の提供又は新技術を利用した商品の生産若しくは販売若しくは役務の提供の方式の改善により、新たな事業分野の開拓を図るものをいう。
5 この法律において「特定投資事業組合」とは、中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号)第二條第二項に規定する中小企業等投資事業有限責任組合であつて、当該中小企業等投資事業有限責任組合がその株式を保有する同法第一項に規定する中小企業等に対して積極的な指導を行うことが確実にあると見込まれるものとして通商産業省令で定める要件に該当することについて、平成十七年三月三十一日までに通商産業大臣の確認を受けたものをいう。
第三條第一項中「事業の開始」の下に「新事業分野開拓の促進」を加え、同法第二項第一号の次に次の一号を加える。

新事業創出促進法の一部を改正する法律案
新事業創出促進法(平成十年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。
目次中第二章 創業等の促進(第四条―第十一條)を 第二章の二 新事業分野開拓の促進(第十一條―第二十一條の七) に、「第六章 雑則(第三十六條―第三十八條)」を 第七章 罰則(第三十六條―第三十八條) に改める。
第一條中「行う事業」の下に「並びに新たな事業分野の開拓」を加える。
第二條中第八項を第十項とし、第四項から第七項までを二項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の二項を加える。
4 この法律において「新事業分野開拓」とは、事業者がその事業の著しい成長発展を目指して行う事業活動であつて、新商品の生産若しくは新役務の提供又は新技術を利用した商品の生産若しくは販売若しくは役務の提供の方式の改善により、新たな事業分野の開拓を図るものをいう。
5 この法律において「特定投資事業組合」とは、中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号)第二條第二項に規定する中小企業等投資事業有限責任組合であつて、当該中小企業等投資事業有限責任組合がその株式を保有する同法第一項に規定する中小企業等に対して積極的な指導を行うことが確実にあると見込まれるものとして通商産業省令で定める要件に該当することについて、平成十七年三月三十一日までに通商産業大臣の確認を受けたものをいう。
第三條第一項中「事業の開始」の下に「新事業分野開拓の促進」を加え、同法第二項第一号の次に次の一号を加える。

新事業創出促進法の一部を改正する法律案
新事業創出促進法(平成十年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。
目次中第二章 創業等の促進(第四条―第十一條)を 第二章の二 新事業分野開拓の促進(第十一條―第二十一條の七) に、「第六章 雑則(第三十六條―第三十八條)」を 第七章 罰則(第三十六條―第三十八條) に改める。
第一條中「行う事業」の下に「並びに新たな事業分野の開拓」を加える。
第二條中第八項を第十項とし、第四項から第七項までを二項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の二項を加える。
4 この法律において「新事業分野開拓」とは、事業者がその事業の著しい成長発展を目指して行う事業活動であつて、新商品の生産若しくは新役務の提供又は新技術を利用した商品の生産若しくは販売若しくは役務の提供の方式の改善により、新たな事業分野の開拓を図るものをいう。
5 この法律において「特定投資事業組合」とは、中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号)第二條第二項に規定する中小企業等投資事業有限責任組合であつて、当該中小企業等投資事業有限責任組合がその株式を保有する同法第一項に規定する中小企業等に対して積極的な指導を行うことが確実にあると見込まれるものとして通商産業省令で定める要件に該当することについて、平成十七年三月三十一日までに通商産業大臣の確認を受けたものをいう。
第三條第一項中「事業の開始」の下に「新事業分野開拓の促進」を加え、同法第二項第一号の次に次の一号を加える。

新事業創出促進法の一部を改正する法律案
新事業創出促進法(平成十年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。
目次中第二章 創業等の促進(第四条―第十一條)を 第二章の二 新事業分野開拓の促進(第十一條―第二十一條の七) に、「第六章 雑則(第三十六條―第三十八條)」を 第七章 罰則(第三十六條―第三十八條) に改める。
第一條中「行う事業」の下に「並びに新たな事業分野の開拓」を加える。
第二條中第八項を第十項とし、第四項から第七項までを二項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の二項を加える。
4 この法律において「新事業分野開拓」とは、事業者がその事業の著しい成長発展を目指して行う事業活動であつて、新商品の生産若しくは新役務の提供又は新技術を利用した商品の生産若しくは販売若しくは役務の提供の方式の改善により、新たな事業分野の開拓を図るものをいう。
5 この法律において「特定投資事業組合」とは、中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号)第二條第二項に規定する中小企業等投資事業有限責任組合であつて、当該中小企業等投資事業有限責任組合がその株式を保有する同法第一項に規定する中小企業等に対して積極的な指導を行うことが確実にあると見込まれるものとして通商産業省令で定める要件に該当することについて、平成十七年三月三十一日までに通商産業大臣の確認を受けたものをいう。
第三條第一項中「事業の開始」の下に「新事業分野開拓の促進」を加え、同法第二項第一号の次に次の一号を加える。

第二十三條 中小企業対策特別委員会會議録第七号

平成十一年十二月九日【参議院】

一三三

る主務大臣の書面を、新株の引受権の行使により発行すべき株式の登記の申請書には、認定事業者である旨を証する主務大臣の書面をそれぞれ添付しなければならない。

4 前三項の規定は、認定会社が、証券取引法第二十一条に規定する証券取引所に上場されている株券又は同法第七十五条第一項の店頭売買有価証券登録簿に登録されている株券の発行者である会社でない場合であつて、商法第二百八十条ノ十九第二項の決議をするときに限り、適用する。

(事後設立における検査役調査に関する特例)
 第二十一条の六 認定会社が認定計画(第二十一条の二第五項第一号及び第三号に適合するものとして認定を受けたものに限る。)に従つて商法第二百四十六條第一項の契約をし、営業のために継続して使用する財産を譲り受ける場合において、当該認定会社の取締役は、当該契約が相当であることの証明を受けるため、弁護士、公認会計士(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三十三号)第十六條の二第三項に規定する外国公認会計士を含む。)又は監査法人に当該契約を調査させるときは、調査をする者の氏名又は名称、調査の方法その他主務省令で定める事項を記載した書面を主務大臣に提出して、当該調査を実施させることができる旨の認定を受けることができる。この場合において、当該認定を受けて実施した調査の結果として当該契約が相当である旨の証明がなされた場合における当該認定会社の取締役に、商法第二百四十六條第二項の規定は、適用しない。

2 前項前段の主務大臣の認定を受けた認定会社の取締役は、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る調査による証明を受けたことを当該主務大臣に報告しなければならない。この場合において、当該主務大臣は、当該認定に係る調査による証明を不当と認めるときは、当該報告を受けてから二週間以内限り、当該認定を取り消すことができる。

3 第一項前段の主務大臣の認定に係る調査による証明を受けた場合において、認定会社の取締役は、第一項前段の調査による証明を受けたことを証する書面及び第二項の規定による取消しを受けていないことを証する当該主務大臣の書面を商法第二百四十六條第一項において準用する同法第二百四十五條第一項の決議をすべき株主総会に提出しなければならない。

4 認定会社の取締役及び監査役は前項に掲げる書面を調査し、前項の株主総会にその意見を報告しなければならない。

5 第一項前段の主務大臣の認定に係る調査による証明を行った者が認定会社又は第三者に対して損害賠償の責めに任ずべき場合において、取締役又は監査役も、前項に規定する任務を怠つたことにより、その責めに任ずべきときは、そ

2 中小企業信用保険法第三条の七第一項に規定する新事業開拓保険の保険関係であつて、新事業分野開拓連保証を受けた中小企業者に係るものについては、同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは三億円(新事業創出促進法第十一条の三第二項に規定する認定計画に従つて行われる新事業分野開拓のための事業に必要な資金(以下「新事業分野開拓事業資金」という。))以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億

の当該調査による証明を行った者、取締役及び監査役は、連帯債務者とする。
 (中小企業信用保険法の特例)
 第二十一条の七 中小企業信用保険法第三条第一項に規定する普通保険(以下「普通保険」という。)、無担保保険又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険(以下「特別小口保険」という。))の保険関係であつて、新事業分野開拓連保証(同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定計画に従つて行われる新事業分野開拓のための事業に必要な資金に係るものをいう。以下同じ。)を受けた中小企業者に係るものについては次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三條第一項 合計額が	第三條の二第一項及び第三條の三第一項	第三條の二第三項及び第三條の三第二項
新事業創出促進法第十一条の規定する新事業分野開拓連保証(以下「新事業分野開拓連保証」という。)に係る保険関係の合計額とその他の保険関係の合計額とがそれぞれ	新事業分野開拓連保証に係る保険関係の合計額とその他の保険関係の合計額とがそれぞれ	当該保証をした 新事業分野開拓連保証及びその他の保証(ことに、当該債務者
新事業創出促進法第十一条の規定する新事業分野開拓連保証(以下「新事業分野開拓連保証」という。))に係る	新事業分野開拓連保証に係る保険関係の合計額とその他の保険関係の合計額とがそれぞれ	当該保証をした 新事業分野開拓連保証及びその他の保証(ことに、当該債務者

3 普通保険の保険関係であつて、新事業分野開拓連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用に

つては、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十(無担保保険、特別小口保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十)」とあるのは、「百分の八十」とする。

4 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、新事業分野開拓連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

第二十八條第一項中「中小企業信用保険法第三条第一項に規定する普通保険(以下「普通保険」という。)、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険(以下「無担保保険」という。))又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険(以下「特別小口保険」という。))を「普通保険、無担保保険又は特別小口保険」に改める。

第三十二條第一号中「必要な資金」の下に「及び認定事業者が認定計画(第二十一条の二第五項第一号及び第二号に適合するものとして認定を受けたものに限る。)に従つて行う新事業分野開拓のための事業に必要な資金及び特定投資事業組合が行う事業に必要な資金」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(政府の出資)
 第三十二條の二 政府は、基金が前条第三号に掲げる業務に必要な資金を充てるためその資本金を増加するときは、予算の範囲内において、基金に出資することができる。

第三十三條の見出しを「債務保証特別勘定」に改め、同条第一項中「前条第一号を、第三十二條第一号に、「特別勘定を債務保証特別勘定」に改め、同条第二項及び第三項中「特別勘定」を「債

改め、同条第二項及び第三項中「特別勘定」を「債

務保証特別勘定」に改め、同条第四項中、「特定新規事業実施田沼化臨時措置法(平成元年法律第五十九号。以下「新規事業法」という。第六條の第三項に規定する特別勘定を削り、「平成三年法律第八十二号の下に。以下「特定商業集積整備法」という。を、「平成四年法律第二十二号」の下に。以下「輸入・対内投資法」という。を加え、「特別勘定並びに」を「特別勘定」に改め、「再生資源利用等特別勘定」の下に並びに第三十四條の第二項に規定する出資特別勘定を、「一般の勘定」という。の下に(第三十四條の四第二項において「一般勘定」という。)を加え、「一部を特別勘定を」一部を債務保証特別勘定」に改める。

第三十四條の見出しを(「新事業創出促進信用資金」)に改め、同条第一項中「新事業創出等促進信用資金」を「新事業創出促進信用資金」に、「日本開発銀行から出資されたを」を「日本政策投資銀行が出資した」に改め、同条第二項中「新事業創出等促進信用資金」を「新事業創出促進信用資金」に、「特別勘定」を「債務保証特別勘定」に改め、同条の次に次の三條を加える。

(出資特別勘定)

第三十四條の二 基金は、第三十二條第三号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定(以下「出資特別勘定」という。)を設けて整理しなければならない。

2 基金は、出資特別勘定において、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、特定施設整備法第四十七條第一項の規定にかかわらず、その残余の額のうち、政令で定める基準により計算した額を積立金として積み立てなければならない。

3 基金は、出資特別勘定において、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

4 基金は、第二項に規定する残余の額から同項の規定により積立金として整理した額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

5 前項の規定による納付金に關し、納付の手續その他必要な事項は、政令で定める。

(新事業創出促進出資資金)

第三十四條の三 基金は、第三十二條第三号に掲げる業務に關して、新事業創出促進出資資金を設け、第三十二條の二の規定により政府が出資した金額及び第三十二條第三号に掲げる業務に必要な資金を充てるべきものとして日本政策投資銀行が出資した金額をもってこれに充てなければならない。

2 新事業創出促進出資資金は、出資特別勘定における毎事業年度の損益計算上利益又は損失を生じたときは、その利益の額(基金が前条第四項の規定による納付金を納付した場合にあっては、当該納付金の額を当該利益の額から控除した額)又は損失の額により増加し又は減少するものとする。

(新事業創出促進推進資金)

第三十四條の四 基金は、第三十二條第四号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に關して、新事業創出促進推進資金を設けるものとする。

2 基金は、新事業創出促進推進資金に係る経理については、一般勘定における他の経理と区分して整理しなければならない。

3 基金は、特定施設整備法第四十條第二項の規定にかかわらず、特定施設整備法第四十七條第一項に規定する積立金の額に相当する金額の一部をあらかじめ大蔵大臣及び通商産業大臣の承認を受けた金額の範囲内において新事業創出促進推進資金に充てるものとする。

4 新事業創出促進推進資金の運用によって生じた利子その他当該資金の運用又は使用に伴い生ずる収入は、新事業創出促進推進資金に充てるものとする。

第三十五條の見出しを(「特定施設整備法の特

例)に改め、同条中「金額並びに新事業創出促進法」の下に(第三十二條の二の規定により政府が出資した金額並びに同法)を加え、「日本開発銀行が」を「日本政策投資銀行が」に、「新規事業法第六條の三第一項に規定する特別勘定」を「新事業創出促進法第三十四條の二第一項に規定する出資特別勘定(以下「出資特別勘定」という。))に、「及び日本開発銀行を」及び「日本政策投資銀行に」を「新事業創出促進法第三十三條第一項に規定する特別勘定」を「同法第三十三條第一項に規定する債務保証特別勘定(以下「債務保証特別勘定」という。))に、「及びこれら特別勘定」を「債務保証特別勘定に係る各出資者に対し、債務保証特別勘定及び出資特別勘定に改め、「係る各出資者に対し」との下に、「同条第二項中「各出資者」とあるのは、債務保証特別勘定に係る各出資者並びに債務保証特別勘定及び出資特別勘定以外の一般の勘定に係る各出資者」とを加え、「とし、新規事業法第六條の三第一項中「第六條第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務」とあるのは「第六條第二号に掲げる業務及び新事業創出促進法第三十二條第三号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務」と、新規事業法第六條の四第一項中「第六條第二号に掲げる業務」とあるのは「第六條第二号に掲げる業務及び新事業創出促進法第三十二條第三号に掲げる業務」と、第六條の二の規定により政府が出資した額とあるのは「第六條の二の規定により政府が出資した額及び新事業創出促進法第三十二條第三号に掲げる業務に必要な資金に充てるものとして日本開発銀行から出資された額」と、新規事業法第六條の五第一項中「第六條第三号及び第四号に掲げる業務」とあるのは「第六條第三号及び第四号に掲げる業務並びに新事業創出促進法第三十二條第四号に掲げる業務」を削る。

第三十七條の次に次の一條を加える。
(報告の徴収)
第三十七條の二 主務大臣は、認定事業者に対し、認定計画の実施状況について報告を求めることができる。

第三十八條第一項中「第三條第二項第三号イ」を「第三條第二項第一号の二に掲げる事項については、通商産業大臣、厚生大臣、農林水産大臣、運輸大臣、郵政大臣及び建設大臣、同項第三号イ」に改め、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 第十一條の二から第十一條の六まで及び前条における主務大臣は、実施計画に係る新事業分野開拓のための事業を所管する大臣とする。

第三十八條に次の一項を加える。

4 第九條第一項における主務省令は、農林水産大臣、通商産業大臣、運輸大臣又は同條の規定により読み替えて適用される産業活力再生特別措置法第三十七條第一項の政令で定める大臣であつて、当該業種を所管する大臣の発する命令とし、第十一條の二第一項、第三項、第四項第一号及び第五項第三号並びに第十一條の六第一項及び第二項における主務省令は、第二項に規定する主務大臣が共同で発する命令とする。本則に次の一章を加える。

第七章 罰則

第三十九條 第三十七條の二の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前項の違反行為をした者であるときは、行為者を罰するほか、法人又は人に対して同項の刑を科する。

附則第四條を次のように改める。

第四條 削除

附則第七條の二第二項を次のように改める。

2 基金は、新事業創出促進法の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号)附則第六條第二項の規定により第三十二條の二の規定により政府から出資があつたものとされた金額の一部を特定商業集積整備法第九條第一号に掲げる業務、伝統的工芸品産業の振興に關する法律(昭和四十九年法律第五十七号。以下「伝統的工芸

和四十九年法律第五十七号。以下「伝統的工芸

品産業振興法」という。第十一号に掲げる業務、輸入・対内投資法第八号に掲げる業務、産業活力再生特別措置法第十四条第二号に掲げる業務及び新事業創出促進法の一部を改正する法律附則第五号第三項の規定によりなすおその効力を有することとされた旧特定新規事業実施円滑化臨時措置法(平成元年法律第五十九号。以下「なお効力を有する旧新規事業法」という。第六号第二号に掲げる業務に必要な資金に充てることができる。

附則第七号の二に次の三項を加える。

3 政府は、基金が特定商業集積整備法第九号、伝統的工芸品産業振興法第十一号、輸入・対内投資法第八号、産業活力再生特別措置法第十四条第二号及びなお効力を有する旧新規事業法第六号の規定に基づきその業務を行う場合において、第三十二号第二号に掲げる業務、特定商業集積整備法第九号第二号に掲げる業務、伝統的工芸品産業振興法第十一号第一号に掲げる業務、輸入・対内投資法第八号第六号に掲げる業務、産業活力再生特別措置法第十四条第二号に掲げる業務及びなお効力を有する旧新規事業法第六号第二号に掲げる業務に必要な資金に充てるためその資本金を増加するときは、予算の範囲内において、基金に投資することができる。

4 基金は、特定商業集積整備法第九号、伝統的工芸品産業振興法第十一号、輸入・対内投資法第八号、産業活力再生特別措置法第十四条及びなお効力を有する旧新規事業法第六号の規定に基づきその業務を行う場合には、第三十二号の二に規定する資本金の増加は行わないものとする。

5 基金が特定商業集積整備法第九号、伝統的工芸品産業振興法第十一号、輸入・対内投資法第八号、産業活力再生特別措置法第十四条及びなお効力を有する旧新規事業法第六号の規定に基づきその業務を行う場合には、第三十二号の二第一項中「第三十二号第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務」とあるのは、第三十二号第二

第三号に掲げる業務、特定商業集積整備法第九号第二号に掲げる業務、伝統的工芸品産業の振興に関する法律(以下「伝統的工芸品産業振興法」という。第十一号第一号に掲げる業務、輸入・対内投資法第八号第六号に掲げる業務、産業活力再生特別措置法第十四条第二号に掲げる業務及び新事業創出促進法の一部を改正する法律附則第五号第三項の規定によりなおその効力を有することとされた旧特定新規事業実施円滑化臨時措置法(以下「なお効力を有する旧新規事業法」という。第六号第二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務」と、第三十二号の二第一項中「第三十二号第二号に掲げる業務」とあるのは、第三十二号第二号に掲げる業務、特定商業集積整備法第九号第二号に掲げる業務、伝統的工芸品産業振興法第十一号第一号に掲げる業務、輸入・対内投資法第八号第六号に掲げる業務、産業活力再生特別措置法第十四条第二号に掲げる業務及びなお効力を有する旧新規事業法第六号第二号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして日本政策投資銀行が出資した金額とあるのは、第三十二号第二号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして日本政策投資銀行が出資した金額及び附則第七号の二第三項の規定により政府が出資した金額」とし、特定施設整備法第四十号第二項中「同条第三項の規定により政府が出資した金額を除く」とあるのは「同条第三項の規定により政府が出資した金額並びに新事業創出促進法第三十二号の二の規定及び同法附則第七号の二第三項の規定により政府が出資した金額を除く」とする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 政府は、平成十七年三月三十一日までの

間に、この法律による改正後の新事業創出促進法(以下「改正後の新事業創出促進法」という。第二章の二に規定する新事業分野開拓の促進に関する措置について、その施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて廃止を含めて見直しを行うものとする。

(産業集積整備基金の持分の払戻しの禁止の特例)

第三条 政府及び日本政策投資銀行以外の出資者は、産業集積整備基金(以下「基金」という。)に対し、この法律の施行の日から起算して一月を経過した日までの間に限り、その持分の払戻しを請求することができる。

2 基金、前項の規定による請求があったときは、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十一年法律第七十七号。附則第五条において「特定施設整備法」という。第十八号第一項の規定にかかわらず、当該持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、基金は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

(特定新規事業実施円滑化臨時措置法の廃止)

第四条 特定新規事業実施円滑化臨時措置法(平成元年法律第五十九号)は、廃止する。

(特定新規事業実施円滑化臨時措置法の廃止に伴う経過措置)

第五条 前条の規定による廃止前の特定新規事業実施円滑化臨時措置法(以下「旧新規事業法」という。第五号第二項に規定する認定事業者以下この条において「旧認定事業者」という。)に関する計画の変更の認定及び取消し並びに報告の徴収については、なお従前の例による。

2 旧認定事業者が認定計画に係る特定新規事業の実施に必要な人材の確保を円滑にするため、取締役又は使用人である者に対し商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百八十条ノ十九第一項に規定する新株の引受権を与える場合における旧新規事業法第八号の規定は、この法律の

施行後も、なおその効力を有する。

3 この法律の施行の際現に行われている旧新規事業法第六号第一号の債務の保証並びにこの法律の施行後に行われる同号の債務の保証及び同条第二号の出資に係る基金の業務については、同条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

4 前項の規定によりなおその効力を有することとされた旧新規事業法第六号の規定により基金の業務が行われる場合には、特定施設整備法第四十一号第一項中「債務の保証の決定及び利子補給金の支給の決定」とあるのは、債務の保証の決定、利子補給金の支給の決定及び出資の決定と、特定施設整備法第六十三号第三号中「第四十号第一項」とあるのは「第四十号第一項及び新事業創出促進法の一部を改正する法律附則第五号第三項の規定によりなおその効力を有することとされた旧特定新規事業実施円滑化臨時措置法(平成元年法律第五十九号)第六号」とし、改正後の新事業創出促進法第三十三号第一項中「第三十二号第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務(以下「新事業創出業務」という。）」とあるのは「第三十二号第一号に掲げる業務及び新事業創出促進法の一部を改正する法律附則第五号第三項の規定によりなおその効力を有することとされた旧特定新規事業実施円滑化臨時措置法第六号第一号の業務並びにこれらに附帯する業務(以下「新事業創出等業務」という。))と、同条第四項中「新事業創出業務」とあるのは「新事業創出等業務」と、改正後の新事業創出促進法第三十四号第一項中「新事業創出業務」とあるのは「新事業創出等業務」とする。

5 第三項の規定によりなおその効力を有することとされた旧新規事業法第六号の規定により基金の業務が行われる場合における当該業務に係る資金及び経理については、特定施設整備法及び前項に規定するもののほか、改正後の新事業創出促進法附則第七号の二に定めるところによる

るものとする。

第六條 この法律の施行の際旧新規事業法第六條の三第一項に規定する特別勘定(以下この条において「旧特別勘定」という。)に所属する権利及び義務は、改正後の新事業創出促進法第三十四條の二第一項に規定する出資特別勘定(以下この条において「新特別勘定」という。)に帰属するものとする。

2 前項の規定により旧特別勘定に所属する権利及び義務が新特別勘定に帰属したときは、この法律の施行前に旧新規事業法第六條の二の規定により政府が基金に出資した額に相当する金額は、この法律の施行の際に改正後の新事業創出促進法第三十二條の二の規定により政府から基金に出資されたものとする。

3 第一項の規定により旧特別勘定に所属する権利及び義務が新特別勘定に帰属したときは、この法律の施行の際旧新規事業法第六條の四第一項の特定新規事業実施円滑化出資資金に充てられている金額は、改正後の新事業創出促進法第三十四條の三第一項の新事業創出促進出資資金に充てられたものとする。

4 この法律の施行の際旧新規事業法第六條の五第一項の特定新規事業実施円滑化推進資金に充てられている金額は、改正後の新事業創出促進法第三十四條の四第一項の新事業創出促進推進資金に充てられたものとする。

(罰則に関する経過措置)
第七條 この法律の施行前にした行為及び附則第五條第一項の規定によりなお従前の例によることとされた場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(伝統的工芸品産業の振興に関する法律の一部改正)
第八條 伝統的工芸品産業の振興に関する法律(昭和四十九年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第十二條第二項中「特定新規事業実施円滑化

臨時措置法(平成元年法律第五十九号)附則第五條を「新事業創出促進法(平成十年法律第五十二号)附則第七條の二」に改める。

(民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部改正)
第九條 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を次のように改正する。

附則第九條の見出しを「新事業創出促進事業(二)に改め、同条中「特定新規事業実施円滑化臨時措置法(平成元年法律第五十九号)第六條」を「新事業創出促進法(平成十年法律第五十二号)第三十二條」に改める。

(特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法の一部改正)
第十條 特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法(平成三年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第十一條第四項中、「特定新規事業実施円滑化臨時措置法(平成元年法律第五十九号)第六條の三第一項に規定する特別勘定」を削り、「特別勘定並びに」を「特別勘定」に改め、「再生資源利用等特別勘定の下に」並びに「新事業創出促進法(平成十年法律第五十二号)第三十三條第一項に規定する債務保証特別勘定及び同法第三十四條の二第一項に規定する出資特別勘定」を加える。

第十三條第二項中「特定新規事業実施円滑化臨時措置法附則第五條」を「新事業創出促進法附則第七條の二」に改める。

(輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法の一部改正)
第十一條 輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法(平成四年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

第十二條第四項中「特定新規事業実施円滑化臨時措置法(平成元年法律第五十九号)附則第五條」を「新事業創出促進法(平成十年法律第五十二号)附則第七條の二」に改める。

(エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法の一部改正)
第十二條 エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法(平成五年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

第十五條第六項中、「特定新規事業実施円滑化臨時措置法(平成元年法律第五十九号)第六條の三第一項に規定する特別勘定」を削り、「及びエネルギー使用合理化特別勘定」の下に、並びに「新事業創出促進法(平成十年法律第五十二号)第三十三條第一項に規定する債務保証特別勘定及び同法第三十四條の二第一項に規定する出資特別勘定」を加える。

第十八條第一項中「から出資された」を「が出資した」に、「特定新規事業実施円滑化臨時措置法第六條の五第一項中「第六條第三号及び第四号に掲げる業務」を「新事業創出促進法第三十四條の四第一項中「第三十二條第四号に掲げる業務及びこれに附帯する業務」に、「第六條第三号及び第四号に掲げる業務並びに」を「第三十二條第四号に掲げる業務及び」に改め、「第十條第三号に掲げる業務」の下に「並びにこれらに附帯する業務」を加える。

第十三條 産業構造転換円滑化臨時措置法を廃止する法律(平成八年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二條第二項中「附則第五條の規定による改正後の特定新規事業実施円滑化臨時措置法(平成元年法律第五十九号)第六條の五第一項中「第六條第三号及び第四号に掲げる業務」という。第六條の五第一項中「第六條第三号及び第四号に掲げる業務」を「新事業創出促進法(平成十年法律第五十二号)第三十四條の四第一項中「第三十二條第四号に掲げる業務及びこれに附帯する業務」に、「第六條第三号及び第四号に掲げる業務並びに」を「第三十二條第四号に掲げる業務及びこれらに附帯する業務」に改める。

第三十二條第四号に掲げる業務及びこれに附帯する業務」に、「第十六條第三号及び第四号に掲げる業務並びに」を「第三十二條第四号に掲げる業務及びこれらに附帯する業務」に改める。

第三十二條第四号に掲げる業務及びこれに、第十六條第三号に掲げる業務」を「第十六條第三号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務」に改める。

附則第三條を次のように改める。
第三條 削除
(商法の一部を改正する法律の一部改正)
第十四條 商法の一部を改正する法律(平成九年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

附則第九條第一項中「第八條から第十一條まで」を「第八條第三項、第五項及び第六項、第九條から第十一條まで」に、「及び第十四條」を並びに第十四條に改め、同條第二項を削り、同條第三項中「第一項の場合」を「前項の場合」に改め、同項を同條第二項とする。

(大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律の一部改正)
第十五條 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成十年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「特定新規事業実施円滑化臨時措置法(平成元年法律第五十九号)第六條の五第一項中「第六條第三号及び第四号に掲げる業務」を「新事業創出促進法(平成十年法律第五十二号)第三十四條の四第一項中「第三十二條第四号に掲げる業務及びこれに附帯する業務」に、「第六條第三号及び第四号に掲げる業務並びに」を「第三十二條第四号に掲げる業務並びに」に改め、「第三号に掲げる業務」の下に「並びにこれらに附帯する業務」を加える。

(中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部改正)
第十六條 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成十年法律第九十二号)の一部を次のように

改正する。

第二十三條第一項中「から出資された」を「出資した」に改める。

第二十四條中「から出資された金額」を「出資した金額」に、「特定新規事業実施円滑化臨時措置法(平成元年法律第五十九号)第六條の三第一項中「第六條第二号」を「新事業創出促進法(平成十年法律第五十二号)第三十四條の二第一項中「第三十二條第三号」に、「附帯する業務」とあるのは「第六條第二号」を「附帯する業務」とあるのは「第三十二條第三号」に、「第六條の四第一項中「第六條第二号」に掲げる業務」とあるのは「第六條第二号」を「第三十四條の三第一項中「第三十二條第三号」に掲げる業務」とあるのは「第三十二條第三号」に、「第六條の二の規定により政府が出資した金額」に、「第六條の二の規定により政府が出資した額及び」を「日本政策投資銀行が出資した金額並びに」に、「から出資された額」を「が出資した金額」に改める。

(産業活力再生特別措置法の一部改正)

第十七條 産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第十五條第一項中「特定新規事業実施円滑化臨時措置法(平成元年法律第五十九号)以下「新規事業法」という。第六條の五第一項中「第六條第三号及び第四号に掲げる業務」を「新事業創出促進法(平成十年法律第五十二号)第三十四條の四第一項中「第三十二條第四号に掲げる業務及びこれに附帯する業務」に、「第六條第三号及び第四号に掲げる業務並びに」を「第三十二條第四号に掲げる業務及び」に改め、「第十四條第三号に掲げる業務」の下に「並びにこれらに附帯する業務」を加え、同條第二項中「新規事業法附則第五條及び」及び「平成十年法律第五十二号」を削る。

(中央省庁等改革関係法施行法の一部改正)

第十八條 中央省庁等改革関係法施行法(平成十

一年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第九百七十三條を次のように改める。

第九百七十三條 削除

第九百七十三條中「第三十八條を除く」を「第三十八條第一項及び第三項を除く」に改め、「国土交通大臣」に「の下に」、「通商産業大臣、厚生大臣、農林水産大臣、運輸大臣、郵政大臣及び建設大臣を「経済産業大臣、総務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣」に」を加え、「同條第二項中を「同條第三項中」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第十九條 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第六十六條の十三第三項第三号中「特定新規事業実施円滑化臨時措置法」を「新事業創出促進法の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号)附則第四條の規定による廃止前の特定新規事業実施円滑化臨時措置法」に改め、同條第三項第三号中「平成十三年三月三十一日まで」を「新事業創出促進法の一部を改正する法律の施行の日(前日まで)」に改める。

(通商産業省設置法の一部改正)

第二十條 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第四條中第二十七號の三を削り、第二十七號の四を第二十七號の三とし、第二十七號の五を第二十七號の四とする。

十一月八日日本委員会に左の案件が付託された。

一、中小業者の仕事を増やす施策等に関する請願(第四六二号)

第四六二号 平成十一年十一月三十日受理

中小業者の仕事を増やす施策等に関する請願

請願者 横浜市鶴見区駒岡二ノ六ノ二〇

松本茂雄外四名

紹介議員 畑野 君枝君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

十一月九日日本委員会に左の案件が付託された。

(予備審査のための付託は十一月八日)

一、中小企業の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律案
一、新事業創出促進法の一部を改正する法律案

平成十一年十二月十四日印刷

平成十一年十二月十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

E